平成27年度 法テラスシンポジウム

支え合う社会へ

子どもの貧困から考える
生活困窮者の自立支援と司法

報告書

［日 時］

平成28年2月20日(土)

13:00～16:35

［場 所］

東京ウィメンズプラザホール

［主 催］

日本司法支援センター（法テラス）

［後 援］

最高裁判所、内閣府男女共同参画局、消費者庁、法務省、文部科学省、
厚生労働省、東京都、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、
第二東京弁護士会、日本司法書士会連合会、東京司法書士会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、
社会福祉法人東京都社会福祉協議会、公益社団法人日本社会福祉士会

日本司法支援センター
法テラス

contents

開会・主催者挨拶　**宮﨑　誠**（日本司法支援センター理事長）……2

基調講演
「子どもの貧困：私たちにできること」……3
阿部 彩氏（首都大学東京 教授）

実践報告①
「子どもの貧困：見えてきたこと」……10
朝比奈 ミカ氏（千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長）

実践報告②
「貧困の現場における弁護士の実践」……14
野原 郭利（法テラス千葉法律事務所 常勤弁護士）

パネルディスカッション
「支え合う社会へ―生活困窮者の自立支援と司法」……18
［パネリスト］　**阿部 彩氏**（首都大学東京 教授）
本後 健氏（厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長）
朝比奈 ミカ氏（千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長）
小野 順子氏（弁護士）
稲本 信広氏（司法書士）
［コーディネーター］　**太田 晃弘**（法テラス東京法律事務所 常勤弁護士）

閉会挨拶　**坂本 かよみ**（日本司法支援センター理事）……30

開会挨拶

日本司法支援センター理事長　**宮﨑 誠**

本日は土曜日にもかかわらず、またお足元が悪いなか大勢の皆様方にご出席賜り、厚く御礼申し上げます。本日のテーマは、『支え合う社会へ－子どもの貧困から考える生活困窮者の自立支援と司法－』です。このシンポジウムは17の省庁・機関の後援と多数の関係者のご協力のもと開催しています。これらのご後援、ご支援にも厚く御礼を申し上げる次第です。

本日、「支え合う社会へ」というテーマは、最近新聞報道等においても取り上げられている子どもの貧困が、未来を担う子どもたちを取り巻く由々しき問題で、社会全体で問題共有し、支え合って対処しなければならない深刻な問題であるのは当然ながら、一方、よく考えてみますと、現代社会においても突然のリストラ、病気、離婚、事故、自然災害などを契機とし、貧困自体は誰もが陥る可能性がある問題といえます。その貧困に対峙し、よりよく支え合う社会を実現するため、平成27年4月から『生活困窮者自立支援制度』が施行されました。同制度は、重要な施策でありますが、これが機能していくためにも私たちが属する地域社会の役割が特に重要であるとされています。生活困窮者の問題の早期把握や見守りのためにも、また、生活困窮者が社会とのつながりを実感するためにも、周囲の人たちがこの問題に関心を持ち、支え合い積極的に関わっていくことが求められていると思います。本日は、子どもを含む生活困窮者の問題解決のために、どのような筋道があるのか理解を深め、身近なところに存在する貧困問題への関わり方について考える機会としていただければ幸いと考えています。

ところで、法テラスは生活困窮者自立支援のための地域ネットワークの連携機関の一つであります。生活困窮者が抱える課題は複合的であり、法的な支援が必要な事案も少なくありません。多重債務の問題、DV、離婚、養育・労働問題、犯罪被害など法的な問題の解決が自立に向けた糸口になることもありうるところから、この生活困窮者自立支援制度の枠組みのなかで、法テラスが地域ネットワークへの参加や支援者に対する法制度情報の提供等の活動を通じて、さらに貢献していく余地があると考えております。現在、法テラスでは司法ソーシャルワークという取組に力を入れています。自治体や福祉機関と連携を計りながら、自ら法的援助を求めることが難しい状況にある方々のところに、待っているのではなく、出向いて、いわゆるアウトリーチで積極的に問題解決を働きかけていくことで、包括的な支援を行っていこうというものです。生活困窮者に対する支援も、この司法ソーシャルワークの取組の一つとすべきものと考えております。

本日はまず、首都大学東京の教授である阿部彩先生に『子どもの貧困：私たちにできること』と題して基調講演をいただくことになっております。続いて、生活困窮者の支援を実践している現場の相談支援員と弁護士による取組の報告がございます。その後、基調講演者の阿部先生、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室の本後室長、そして現場で自立支援に関わっている方々によるパネルディスカッションが予定されています。少し長丁場ではございますが、現場の取組を踏まえた熱い議論もかわされる充実した内容となるものと期待している次第であります。

そして、ご登壇の皆様にはあらためてご協力に感謝申し上げるとともに、本日のシンポジウムが生活困窮者の問題解決の一層の進展のために有意義なものとなることを祈念いたしまして開会の挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

基調講演

子どもの貧困：私たちにできること

首都大学東京 教授　**阿部 彩 氏**

本シンポジウムの後半部分で、貧困の現場の方々から貴重な事例のお話や、どう支援したら良いかといった議論が準備されていますので、私は、まず、子どもの貧困という問題の大きさを皆様にご理解いただければと思い、最初に皆様のお耳を拝借させていただきます。

報告の内容は、まず、貧困の現状、特に子どもにフォーカスをあててお話しします。次に、政策の方向性、さらに、市民一人一人が子どもの貧困問題解決のためにできることは何かといった点について、私論を述べさせていただきます。

子どもの貧困の現状

図1は、皆様もご覧になったことがあるかと思いますが、厚生労働省が発表している子どもの貧困率です。1985年からの値で2012年が最新値となっています。青が社会全体、赤が17歳以下の子どもの貧困率です。これで見ますと、子どもの貧困率は16.3%、約6人に1人が相対的貧困と呼ばれるものにあたります。ただ、この図で気づいていただきたいことは、子どもの貧困が最近急に出てきた問題ではないということです。この問題がマスコミ等で語られ始めたのは2009年以降ですが、1985年の時点でも子どもの貧困率は10%を越えています。10人に1人ですので、そのころから低かったわけではありません。ですが、私たちはあまりにも国民1億総中流という幻想にとらわれすぎていて、気づかなかったのです。この10.9%という数字は当時は発表されていませんでした。2011年になって初めて厚生労働省が発表したものです。それまでは何%なのかも分かりませんでした。

また、多少の景気の波がありますが、基本的に子どもの貧困率も大人の貧困率も右肩上がりです。今、アベノミクスで多少景気が良くなるのかもしれませんので、次に2015年の数が発表される時には、もしかしたら16.3%より少し下がるかもしれません。ですが、長い目でみたら、次の不景気のときにはもっと上がっているという状況がこのまま行くと続くだろうということは容易に想像されると思います。

図2は、一人親世帯とそうでない世帯の貧困率です。ご承知のとおり一人親世帯はずっと50%を越えていま

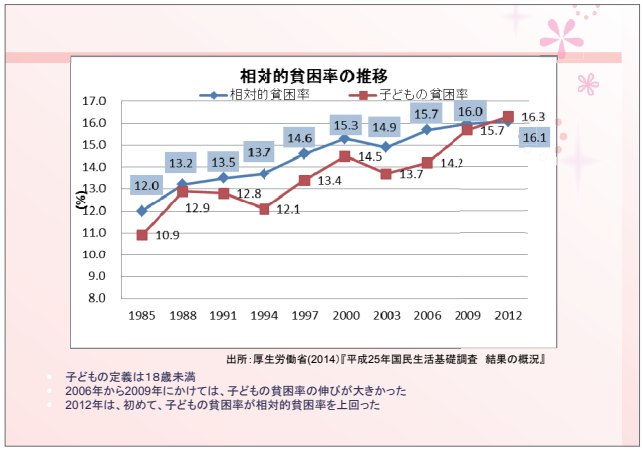

図1　日本の相対的貧困率（厚労省の公式発表）

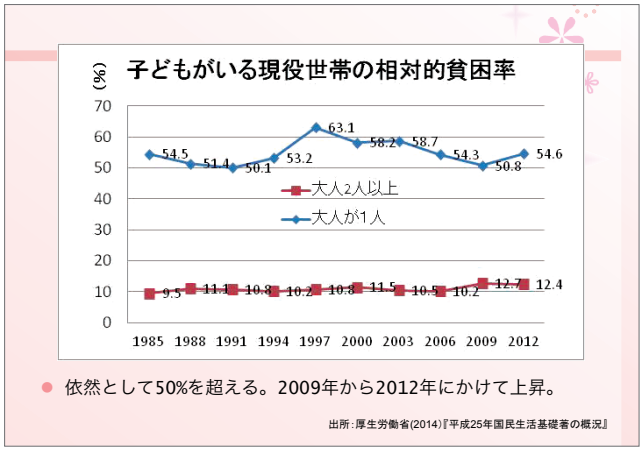

図2　ひとり親世帯の貧困率の高さ

す。特に、2009年から2012年にかけての動きを見ていただきたいのですが、2012年は子ども手当が入っていたときです。大人が2人以上いる世帯の貧困率は横ばいですが、大人が一人だけの世帯では貧困率が4%も上がっています。ますます悪くなったわけです。

これを年齢別、性別にみたものが図3です。どの年齢層の貧困率が高いかというと、2つの山があります。一つは20～24歳をピークとした、子ども、若者のときの山です。もう一つが高齢期の山です。高齢期の山は、特に女性に高く、男性ではそれほど高くありません。

これは実は、大きく変わってきているところの一つです。図4は、男性の年齢別の貧困率を1985年と2012年で比べたものです。緑が1985年、青が2012年です。この間、若いときの山がぐんと突出して出てきています。今のお子さんのお母さんお父さんが若い時代に見ていた世界と、今の若者が見ている世界が全く違うことは、図4を見たら想像していただけるのではないかと思います。

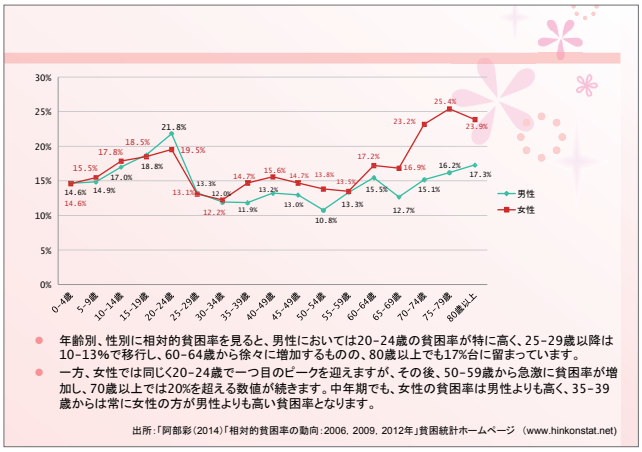

図3　性別、年齢層別 相対的貧困率（2012）

女性でも同様に若いときの貧困率が急上昇しています。高齢期の貧困率もまだまだ女性の場合は高くなっており、高齢期の一人暮らしの女性の貧困率は50%を超えます。

世帯タイプ別にみると（図5）、圧倒的に高いのは一人親と未婚子です。もう一つ気になるのが、三世代世帯です。今の安倍政権は三世代世帯を推奨するような施策を打ち出しています。一昔前のサザエさんのようなご一家を想定すると、非常に安定的で理想のように見えます。というのは、サザエさんの家にはタラちゃんがいますが、お爺ちゃんはまだ現役で勤めていますし、お父さんも現役です。そして、専業主婦が2人います。お爺ちゃんが現役なので、お婆ちゃんもそんなに歳とは思えません。そうすると、お婆ちゃんがタラちゃんの面倒をみて、サザエさんがパートに出ることも十分に可能です。そうすると、かなりの働き手がいます。なので、それぞれの賃金が低くなったり、一人が失業しても、セーフティーネットとしてはかなり頑強なものがあります。

ですが、今ご自分の周りをちょっと見ていただきたいのですが、3割ほどのお父さんは35歳以上でお子さんをもたれています。それがリサイクルすると、お爺ちゃんの初孫が生まれるのは70歳です。なのでお爺ちゃんは現役ではない。お婆ちゃんも新生児を見られるような元気な状況ではない。もしかしたら介護が必要かもしれません。なので、サザエさんも働きに出ることができず、マスオさん一人で全員を支えなければならないという状況になりますので、決して安泰なわけではないということは容易に想像できます。ですので、かつて成功していたようなモデルに戻ることが今の日本では必ずしもベストの選択ではないということも考える必要があります。

図4　貧困率（男性）年齢階層別：1985, 2012

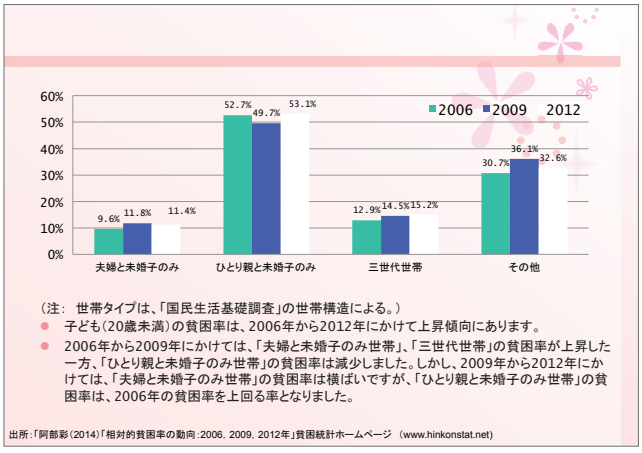

図5　子ども（20歳未満）の貧困率：世帯タイプ別

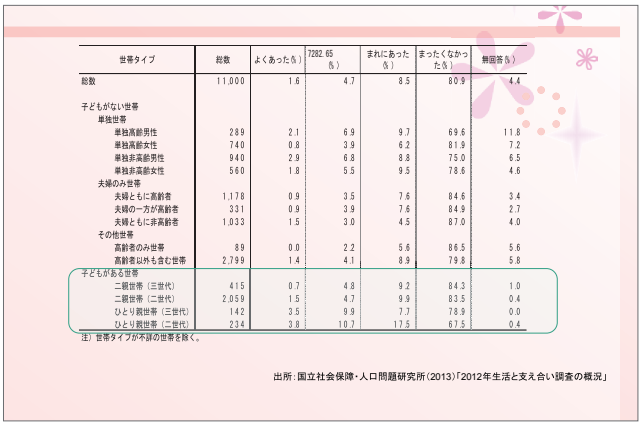

世帯タイプ	総数	よくあった(%)	7282.65(%)	まれにあった(%)	まったくなかった(%)	無回答(%)
総数	11,000	1.6	4.7	8.5	80.9	4.4
子どもがない世帯						
単独世帯						
単独高齢男性	289	2.1	6.9	9.7	69.6	11.8
単独高齢女性	740	0.8	3.9	6.2	81.9	7.2
単独非高齢男性	940	2.9	6.8	8.8	75.0	6.5
単独非高齢女性	560	1.8	5.5	9.5	78.6	4.6
夫婦のみ世帯						
夫婦ともに高齢者	1,178	0.9	3.5	7.6	84.6	3.4
夫婦の一方が高齢者	331	0.9	3.9	7.6	84.9	2.7
夫婦ともに非高齢者	1,033	1.5	3.0	4.5	87.0	4.0
その他世帯						
高齢者のみ世帯	89	0.0	2.2	5.6	86.5	5.6
高齢者以外も含む世帯	2,799	1.4	4.1	8.9	79.8	5.8
子どもがある世帯						
二親世帯（三世代）	415	0.7	4.8	9.2	84.3	1.0
二親世帯（二世代）	2,059	1.5	4.7	9.9	83.5	0.4
ひとり親世帯（三世代）	142	3.5	9.9	7.7	78.9	0.0
ひとり親世帯（二世代）	234	3.8	10.7	17.5	67.5	0.4

注）世帯タイプが不詳の世帯を除く。

出所：国立社会保障・人口問題研究所（2013）「2012年生活と支え合い調査の概況」

図6　「過去１年の間に金銭的な理由で家族が必要とする食料が買えなかったことがありますか」に対する回答（2007年調査）

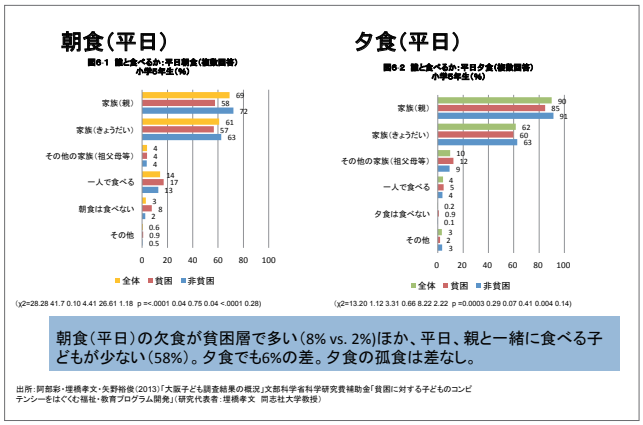

出所：阿部彩・埋橋孝文・矢野裕俊（2013）「大阪子ども調査結果の概況」文部科学省科学研究費補助金「貧困に対する子どものコンピテンシーをはぐくむ福祉・教育プログラム開発」（研究代表者：埋橋孝文　同志社大学教授）

図7　小学生（平日）：欠食、孤食：大阪子ども調査（2012年実施）

相対的貧困率は所得だけで見ていますが、いったいどういう状況がご家庭にあるのかを見ていきます。

ちなみに、相対的貧困は2012年の数値でみると、４人世帯では年間の手取り所得が240万円以下の世帯になります。子どものいる世帯の平均所得は600万円、700万円くらいですが、子どもがいる世帯のお子さんの16%は、240万円以下の所得で暮らしているわけです。これが2人世帯になると貧困率も180万円になります。平均とはかなり離れたところにあることがお分かりいただけると思います。

それくらいの所得しかないということは、家庭にどのような問題をもたらしているのでしょうか。過去1年間に食料が金銭的な理由で買えなかったことがある人を見てみると（図6）、その図で一番下の囲っている部分ですが、例えば、二人親世帯では、「ときどきあった」「よくあった」「まれにあった」までを含めると3割のご家庭が食料が買えなかったといっています。

図7は、大阪市の小学校5年生と中学校2年生のご家庭でお子さんを調査したものです。平日、誰とご飯を食べているかを聞いています。一番注目したいのは、「朝ご飯を食べない」「夕ご飯を食べない」という世帯です。例えば、「朝ご飯を食べない」のは、貧困の世帯では8%です。これ小学校5年生ですよ。「夕ご飯を食べない」のも約1%います。ご飯が食べられないという状況も起こっているわけです。学校給食のない休日では、ますます状況は厳しくなります。中学生はもっとひどくなります（図8）。

先進諸国では、肥満と貧困は密接に相関していることが分かっています。日本のデータでも、青年期、12歳か

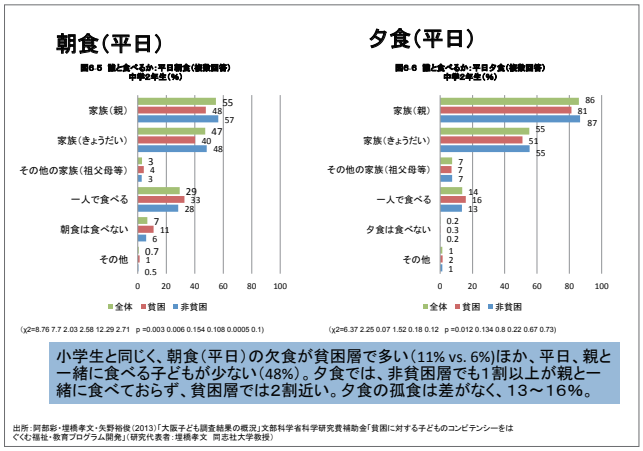

出所：阿部彩・埋橋孝文・矢野裕俊（2013）「大阪子ども調査結果の概況」文部科学省科学研究費補助金「貧困に対する子どものコンピテンシーをはぐくむ福祉・教育プログラム開発」（研究代表者：埋橋孝文　同志社大学教授）

図8　中学生（平日）：孤食と欠食

ら18歳の子どもでは、高所得者層の肥満率は4.8%、低所得者層では15.1%と3倍になっています。また、「電気やガス、電話料金が払えなかったことがある」という方々も、二親世帯であっても４～５%ありますし、お爺ちゃんお婆ちゃんがいない二世代だけの一人親世帯だと16%といった数値になっています。家計的に非常に厳しい状況がかなり広く起こっていることが分かっていただけるかと思います。

住宅費についても同様の問題があります。家賃が払えないような家庭が、二親世帯であっても６%の割合で出てきます。二世代だけの一人親世帯帯になると11～13%になります。

他に医療サービスも受けられない状況も出ています。「お子さんが病気であったのに医療機関に連れて行くことができなかったことがありますか」と聞くと、低所得者層のほうが高い割合で「連れて行けなかった」といっ

ています。その理由を聞くと、「公的医療保険はとりあえず加入しているが、自己負担金を払えないので医療機関に行くことができませんでした」といっています。ですので、子どもの貧困に気づく一つのポイントは、学校のなかでも児童養護教員です。というのは、保健室に行くんですよ。熱が39度あるのに保健室に行って、保健室の教員がご自宅に電話をかけて、「病院に連れて行っていいですか」といっても「連れて行かないでください」と言われてしまう。または、週末にすごい怪我をして、手が折れているかもしれないけれど病院に行かず、月曜日に保健室に来て何とかしてくださいと。保健室は子どものSOSをキャッチできる一つの場所でもあります。

そうしますと、子どもの健康にも影響が出てきますし、そのことが原因でいじめにあったり、不登校になったりすることも出てきます。

学力も子どもの貧困状況と密接に関係しています。図9は、非常に有名なグラフです。小学校6年生の文部科学省がやる学校の学力テストの成績を、親の所得階級別に平均点をとったものです。このテストとは、別に塾にいかなければ解けないような問題ではありません。学校で習っているもののテストの成績で見ても、子どもの学力は親の所得で決まっています。すべての子どもに同じ教育を提供すると学校教育法で定められているはずですが、それが達成できていません。学校の場に座っていても学習できていない状況が、今の学校現場では起こっています。ですので、中学生になって算数の3分の1足す2分の1ができないとか、これから高等学校の受験をするのに、ABCが最後まで言えないといった、本当の低学力の問題が起こっています。公教育が危機的な状況であることを示しています。

図10は子どもの自己肯定感と貧困との関係を示しています。自己肯定感とは、「自分は頑張ればなんとかする力がある」という、自分を信じる力です。この自己肯定感があると、例えば、学校で解けない問題にぶつかったとしても、やればできるんだと自分を信じていれば、それを解くことができるんです。子どもは成長していくなかでいろいろな逆境にあいます。貧困だけでなくいじめにあうこともあるでしょうし、受験に失敗することも、失恋することも、就職活動に失敗することもあるかもしれません。それを跳ねのけて前に進んでいく力が自己肯定感であり、それがあるかどうかが、私はこれから生きるうえで一番重要な力だと思うんです。

ですが、実際に今の子どもたちは、非常に自己肯定感を奪われている状況にあります。特に、貧困層の子どもは大きく奪われています。「自分は価値のある人間だと思う」という問いに対して、「そうは思わない」と答えた中学2年生は、貧困層では25%。4分の1です。「自分は家族に大事にされているか」というと、「そうは思わない」。「自分は友だちに好かれている」とも、「思わない」。「将来も楽しみではない」といったようなことになってきます。

このことは考えてみれば当然のことです。私たちは、子どもたちに、勉強ができれば「よくやったね」と一生懸命褒めます。このごろは勉強ができるということが、この子の価値のような感じで語られるようなことが多くなってきています。さらに、勉強だけでもなくて、貧困の子どもたちは、スポーツやクラブ活動をしている割合

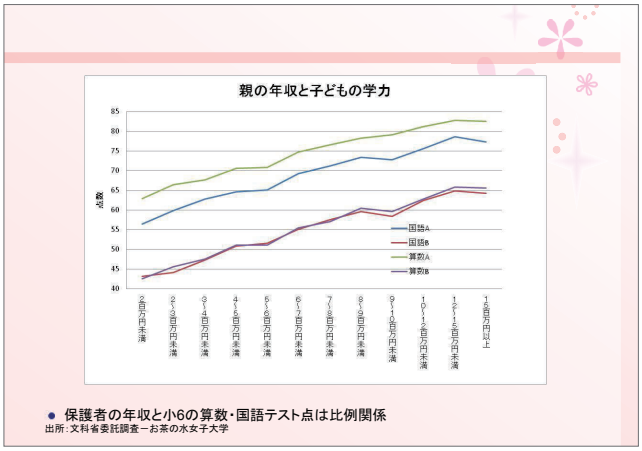

図9　子どもの貧困の影響

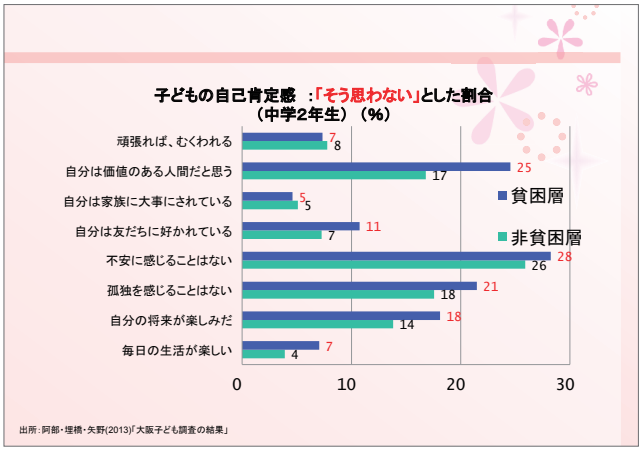

図10　子どもの自己肯定感（中学2年）

などもすべて、貧困でない子に比べて少ない。昔であれば、そこらへんでスポーツとか遊びまわったりして、貧しくてもスポーツのできる子といったことがあったかもしれませんが、今はちゃんとオーガナイズされたスポーツクラブに入る。お金を払えなければクラブにも入れないし、入っても靴等が買えなければ続けられない。また、昔であれば虫捕りが上手であるということは自己肯定感を発揮する一つの方法であったかもしれませんが、今は虫捕りをするにも、都会では親が虫捕り体験みたいなことにお金を払って参加させなければならない。そういった経験を積んでこない子どもたちが、自己肯定感を失ってしまうのは当たり前といえば当たり前です。自己肯定感を奪われてしまうことが、私は今の子どもたちが直面している一番大きな問題ではないかと思います。

これまで子どもの話をさせていただきましたが、これが生活困窮者自立支援法へつながるところですが、一番支援を必要としているのは、子どもだけではありません。その親御さんです。親御さんたちは、労働条件、健康条件、精神状況とか、また子ども期からの不利とか、たくさんの形で困難が積み重なっています。親の抑うつ傾向に関する調査では、一人親世帯、母子家庭の母親の3割が、うつの疑いがある（CES-D得点11点以上）という状況に達しています。考えてみると、一人親のお母さんたちは、多くが非正規です。多くの職場では、非正規労働の方々を名前で呼ばず、「パートさん」と呼んだりします。労働条件も非常に悪く、物のように扱われるわけです。そういった経験をずっと積んできていると、うつ状況にもなってきます。そのうえ、来月家賃が払えないかもしれない、すでに2か月も電気料金を滞納している。来月切られたらどうしよう、みたいなことが重なってきたら、誰でもうつになると私は思います。そのなかで、さらに子育てをしてくださいと言われているわけです。

図11は、一人親世帯と二人親世帯に分けて、過去にどのような経験をされていたかといったことを聞いたものです。一人親の方は、DVが原因で離婚された方々も多いので、配偶者から暴力を振るわれたというのが非常に高く出ることは予想がつくところです。それでも貧困のほうが高く出ています。貧困層では配偶者から暴力を受けた経験がある方が25％います。貧困層の二人親世帯でも配偶者から暴力を振るわれたと答える方は22％もいます。決して一人親だけの問題ではなく潜んでいるといえます。

その他に、「育児放棄になったことがある」「出産育児でうつ病になった時期がある」「自殺を考えたことがある」といった方々が少なからずいることがわかります。非常に厳しい状況に親御さんたちも小さいときからさらされてきている。このことが、現在の貧困と、20年前、30年前の貧困と違うところだと思います。

図12は貧困の複合性を表したものです。例えば、いじめにあいやすい、不健康でありやすい、学力が低いという子どもの問題もいろいろあるうえに、親も問題を抱えています。家計が苦しくて不安定である、十分な食事がとれていない、家庭内暴力がある、住居が非常に劣悪である、といった状況があります。親が精神疾患にあるなどの状況も複合的に出てきています。貧困という問題を紐解くときにいかに大変か。このことは現場の方々から、このあとのお話で如実に分かるかと思いますが、そ

	ひとり親世帯			ふたり親世帯		
	貧困	非貧困		貧困	非貧困	
(元)配偶者から暴力をふるわれた	25.0%	18.7%	*	22.6%	5.1%	***
子どもに行き過ぎた体罰を与えた	11.7%	8.6%		6.5%	7.1%	
育児放棄になった時期がある	3.9%	4.5%		12.9%	1.5%	***
出産や育児で鬱病になった時期がある	12.3%	7.1%	*	14.5%	7.3%	**
わが子を虐待していると思い悩んだ	15.6%	12.7%		17.7%	11.5%	
自殺を考えたことがある	23.4%	17.5%		32.3%	12.5%	***
親がその親から暴力をふるわれたことがある	7.14%	10.82%		8.1%	6.2%	

表1　問題発生率　（世帯タイプ別、貧困・非貧困別）
＊ カイ二乗検定により10% 有意、** 5%有意、***1%有意
出所：JILPT「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査2012」を用いて筆者推計

図11　親の状況：貧困家庭と非貧困家庭

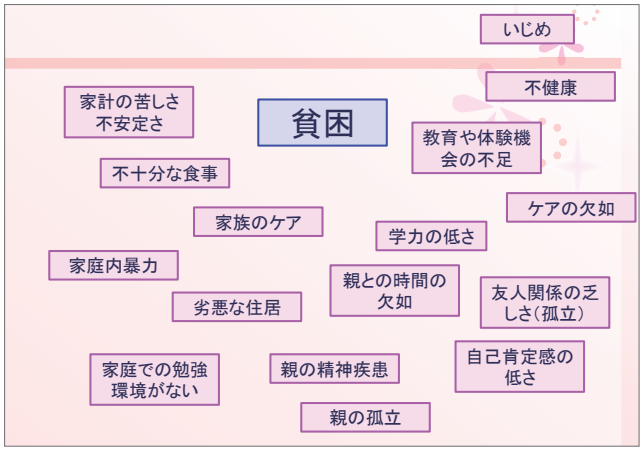

図12　貧困の複合性

ういった状況になってきています。

望まれる政策の方向性

まず、貧困には川上対策と川下対策があります。生活困窮者自立支援法は川下対策です。生活に困窮されている方々を対象に行う政策だからです。それとは反対に、生活困窮しないようにする政策が川上対策、予防のほうです。この2つの政策を明確に意識しておく必要があります。川下対策は絶対に必要です。どんなにいろいろなことをやっても、必ずその網をすり落ちてしまう方々がおられるからです。ですが、川上対策も同じように重要です。いくら下で受け止めようとしても、ドンドンドンドン落ちてくるのでは受け止められなくなるからです。

川上対策にどういったものがあるのかというと、例えば、子どもに関していえば、一番分かりやすいのは、義務教育だと思います。義務教育は、すべての子どもに授業料と教科書は無償で提供される。ヨーロッパ諸国には大学まですべて無償の国がたくさんあるのに、日本では義務教育が中学校までで本当に大丈夫なのか、川上対策を考える際、この点は絶対に抜かしてはならない問題です。

もう一つ分かりやすいのは、最低賃金です。最低賃金が低いまま、どんなに一人親世帯の家庭を支援しようとしても、例え、いろいろな問題が解消して就労することができたとしても、やっぱり低所得になるだけだということですので、やはり、最低賃金も考えていかなければならない。川上の問題と川下の問題の両方を見据えていく必要があるかなと思います。

そのことを要に考えてみると、まず川上対策として、日本では再分配の政策が機能していない状況です。再分配というのは、政府が所得保障をするということです。これは高齢者に対しては公的年金制度等を通じてかなりなされてきています。しかし、子育て世代に対する生活保障としては、結局のところは児童手当以外は生活保護しかないんですね。皆さんご承知の通り、生活保護は非常に限られた、非常に困窮した状況にならないと受けることができません。現在、国民の2%程度しか受けることができていません。諸外国のなかでは10%が生活保護という国も珍しくありません。アメリカでさえも食料補助という形で国民の10%以上に食費を提供しています。そのような制度が日本には非常に少ない。生活保護しかありません。

また、児童手当も所得制限があげられて普遍的なものになってきましたが、額として、児童手当で子どもの費用をカバーできるかというと、全くカバーできない状況です。そのように再分配政策は機能していない状況にあります。

それから低所得者に対するサービスが非常に少ないこともあげられます。例えば、公営住宅も、どんどん縮小の方向になっています。住宅費は家計のなかで非常に大きな支出を占めます。住宅費に関する手当としては、今厚労省がやっている家賃補助のプログラムがありますが、まだまだ小さくて始まったばかりといったところです。また、就労支援、社会参加のための制度も、生活困窮者自立支援法でやっと始まったばかりです。これまでは生活保護のご家庭に対する自立支援プログラムはありましたが、その恩恵を受けられるのはほんのわずかな人たちでした。生活困窮者自立支援法が始まることにより、もっと広くやることができますが、まだ始まったばかりです。

それに加えて、非常に高い教育費の問題があります。教育費が高いということと私費負担の率が高いという2つの側面があります。例えば、国立大学の学費は40年間で15倍になりました。大学生の半数は奨学金を受けています。私が勤めている大学でも学生のほとんどはアルバイトをして生活費を稼いでいます。そのような状況ですので、どのくらい勉強に集中することができるのかといった問題も出てくるかと思います。

大学もそうですが、実は高校にも問題があります。先日ヨーロッパの会議で「日本はこの10年間で一番大きなこととして、高校の無償化がありました。でも授業料しか見ていないので、全部の高校の費用を見ているわけではありません」という話をしたら、愕然とされました。いったいどこの国の話かとびっくりされるくらい、先進諸国としては恥ずかしいことだと思います。そのような政策も進んでいません。

このように、本当に川上対策も川下対策もどっちもまだできていない状況かなと思います。

図13は政策の見取り図として出させていただきましたが、川上対策としては、例えば、教育政策があったり、児童手当、児童扶養手当、または子どもに対する医療費の軽減制度などがあります。それらは子どもの貧

困政策の推進に関する法律でカバーされるかなと思います。川下対策として、生活困窮者自立支援法がまずあり、そこで学習支援やさまざまな支援がなされ、そこでも、まだ支援できていない方々のために、生活保護制度があったり、子どもに対しては児童養護施設の制度があったりといったことになるかと思います。これらはどれも皆始まったばかりです。生活保護は昔からありますが、これも拡充する必要があると私自身は思っています。私たちはいかに子どもを守っていくことができるのかという状況下にあると思います。

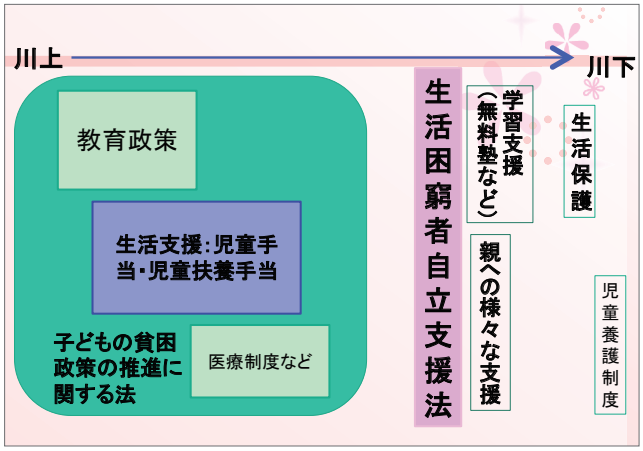

図13　政策　見取り図

子どもの貧困問題解決のためにさまざまな立場の人ができること

最後に、さまざまな立場の人たちが何ができるか。児童福祉に関わる方や子どもに直接関わる職種の方々、例えば、教員、保育士、生活困窮者に関わる方々は福祉事務所であったり生活困窮者自立支援制度の窓口の方々であったり、また、司法に関わる方々などいろいろな方々がおられます。皆さんはそれぞれ何らかの支援メニューを持っておられると思います。ただ、それが特に困窮の現場から離れれば離れるほど、浸透していないことが現在の状況だと思います。例えば、教員です。現在の教員の養成課程のなかで、子どもの貧困については全く習いません。ですから、目の前の子どもがどのような状況にあるのかを想像することができないんですね。その先生の対応によって、その子が救われるかどうかということもあると思いますが、貧困の問題を発見することができない。目の前の子どもが修学旅行に「俺は行きたくないんだ」と言えば、なんて協調性のない子だろうというように理解するわけです。そういった方々がまず理解することが私は一番重要なことかなと思っています。

また、地域の方々には、子どもの貧困の応援団になっていただければと思っています。実際に、NPOを立ち上げたり、学習支援塾を立ち上げたり、子ども食堂をやるのは、それはそれなりに素晴らしいのですが、すべての人がそのような活動ができるわけではありません。それでも、自分の自治会に、うちの中学校ではちゃんと給食を出してください、と言うことはできるはずですね。次の選挙のとき、そのようなことを言う人に一票を入れることもできるかと思います。私は、一般市民の方々が子どもの貧困について、これは問題だと思っているんだよという、ソーシャルムーブメントといったものを作るのが一番重要だと思っています。というのは、川下であろうと川上であろうと、いまの日本の財政状況では、ものすごい政治的圧力がない限り、絶対に実現しません。本当にきゅうきゅうだから、どこかカットしなければ子どもに回すお金はないんですよ、実際。そのためには国民全員が、私たちは他のことはあきらめてでも、これをやらなければいけないと思っているんですという態度を示す必要があり、それは本当に皆々さまが、例えば、選挙のときにはそういった投票をしていただく、またそうでないときでも、お家に帰って、他の誰か一人に子どもの貧困って大変だわねという話をしていただくことが重要だと思っています。

私の話はここまでとさせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。

Profile
阿部 彩 氏（首都大学東京 教授）
タフツ大学フレッチャー法律外交大学院修士号・博士号取得。国際連合、海外経済協力基金を経て、平成11年より国立社会保障・人口問題研究所にて勤務。平成27年4月より現職。厚生労働省　社会保障審議会生活保護基準特別部会委員、内閣官房国家戦略室、内閣府男女共同参画会議等の委員歴任。『生活保護の経済分析』（共著、東京大学出版会、平成20年）にて第51回日経・経済図書文化賞を受賞。研究テーマは、貧困、社会的排除、生活保護制度。著書に、『子どもの貧困』『子どもの貧困II』（岩波書店）、『弱者の居場所がない社会』（講談社）など多数。

実践報告①

子どもの貧困：見えてきたこと

千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長　**朝比奈 ミカ 氏**

私がおります千葉県中核地域生活支援センターというのは耳慣れない名称かと思いますが、千葉県にしかない相談事業です。事業開始が平成16年ですからもう12年目になりますが、対象を限定しない相談事業としてスタートしました。平成27年度から、本日テーマになっている生活困窮者自立支援法が施行され、各自治体で取り組む事業として自立相談支援事業がありますが、そのモデルの一つとしても紹介されています。私が働いている「がじゅまる」というセンターは、市川市、浦安市を担当しておりますが、そのうち市川市から私どもの法人が委託を受けて、生活困窮者自立相談支援事業の主任相談支援員としても仕事をしております。そちらの相談事業とも重なる部分が多いのですが、なにせ法律が始まったばかりですので、少し先輩格の中核センターの相談活動から見えてきたことをもとに本日はお話をさせていただこうと思います。

お伝えしたいこと、子どもの貧困というテーマをいただいたとき、子どもだけを見ていれば良いのかということです。子どもが毎日生活をしている家庭、地域社会で何が起こっているか目を向ける必要があります。そこで何が求められているのか、私どもの手探りの実践も含めてご報告させていただきます。

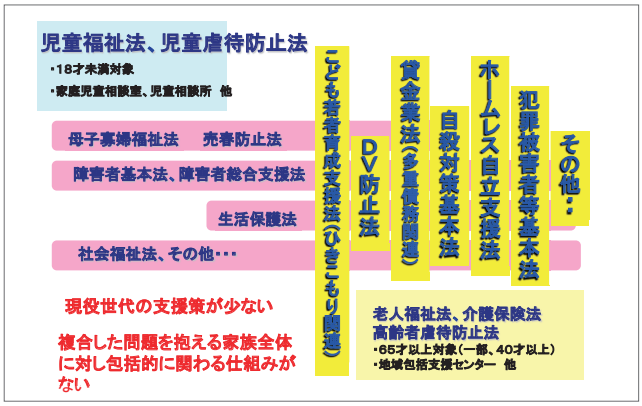

図1　暮らしに関わる相談の法体系（イメージ）

生活困窮者自立支援法が全体の体系のなかでどのように位置づけられるのか、私は研究者ではありませんので、そこはさておきますが、戦後の社会福祉分野は、基本的には8つの法律で構成されてきています。図1を見ていただくと、左上に子どもにかかわる児童福祉法という法律があります。ここでいう子どもの定義は、「18歳未満」です。18歳になったとき学校に在籍していたら、その年度末までは子どもです。なぜ、そのような説明をするかというと、これらの法律に相談機関が位置づけられているからです。児童相談所、また市町村の家庭児童相談室です。それらが対象にしている年齢です。

もう一つ、年齢の大きなカテゴリーが、老人というくくりです。老人福祉法は、一部40歳以上です。40歳を過ぎると老人クラブに入れます。介護保険の法律は基本的に要介護状態の方を対象にしていますが、1号被保険者としての65歳以上に加えて、40歳以上の方は保険料が徴収され、加齢に伴う疾患によって障害が発生した場合、介護保険が使えることはご承知の方もいらっしゃるかと思います。これらの法律に関連して、各地に地域包括支援センターがあります。対象はすべての住民と書いてありますが、実際は65歳以上です。

この間の19歳から64歳までの年齢の人を対象とする仕組みが、非常に手薄です。これまでは特定のカテゴリーに当てはまる人しか福祉の対象になってきませんでした。それが例えば、母子家庭とか、いわゆる赤線が廃止されたときにできた売春防止法がまだ生きているのですが、婦人保護施設や婦人相談所がここに位置づけられています。

それから障害者の法律があります。OECDの各国と比べて、日本の障害者の数は極端に少ないと報告され

ています。日本の障害者とは、政策上は障害者手帳を持っている人たちです。この手帳のゲートが非常に狭いということです。手帳をとらなければ、障害者施策が利用できません。

そして、戦後最大といわれて受給者数が増えている生活保護の法律があります。今回、この一歩手前ということで生活困窮者自立支援法が制定されています。バブルが崩壊して90年代後半ころから、これら対象別の法律では救えない課題がたくさん現れてきました。そこで、縦軸で対策法を紹介しています。例えば、貸金業法の改正でグレーゾーン金利が撤廃されたとき、自治体に多重債務相談の事業が位置づけられたりしています。また、DVの法律も少しずつ運用が拡大されて、当初は配偶者だけでしたが、現在は例えば、成人した息子さんからの暴力から逃げたいお母さんの相談にものってくれています。

それから、ホームレス自立支援法は、議員立法でできて10年以上になるかと思いますが、当初議論されていたホームレスは、まさに路上生活者です。その当時は、建設現場からの日雇いの仕事からあぶれた人が路上で生活するという図式が一般的でした。今どきの若者はだいたい倉庫などのバックヤードで働いています。先日私たちのところにネットカフェ15年という方が来ましたが、色が真っ白で、汗臭い匂いが一切しませんでした。ホームレスも見えにくくなってきたといわれています。

このように横軸、縦軸の法律が整えられてきていますが、相対的にいうと、現役世代への支援策が少ないことと、複合した問題を抱える家族世帯全体に包括的に関わる仕組みがない。具体的には図1の下側をご覧ください。

忙しい夫から家事の一切を任され、2人の子どもを育て、入院中のお姉さんの看病をし、一人暮らしのお母さんの介護の心配をするエツコさんという女性がいたとします。先ほどサザエさんモデルが出てきましたが、例えば、夫から「ちょっと印鑑証明取って来て欲しい」と言われて、市役所の市民課の窓口に行くと「奥さん」と呼ばれます。2人の子どもがやんちゃで学校からよく呼び出しを受けるのですが、先生からは「お母さん」と呼ばれ、お姉さんの病気について主治医から説明を受けるときは「妹さん」、お母さんのケアマネさんからは「娘さん」と呼ばれるんですね。どの法律からも属性でしか呼ばれず、「エツコさん」と固有名詞を呼んでくれる人

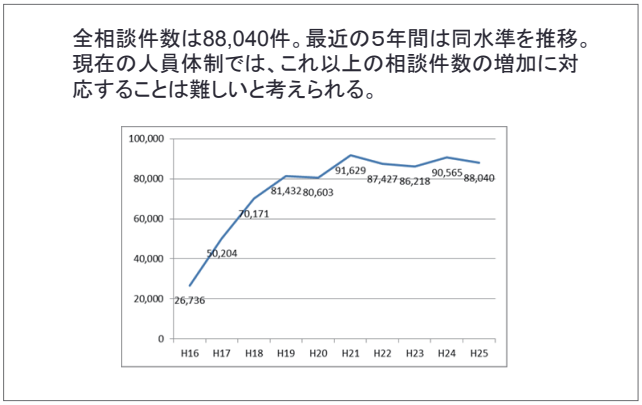

図2　千葉県中核地域生活支援センター相談支援活動の状況

が誰もいません。これが今の政策です。ですから、エツコさんがお母さんのケアマネさんと話しているとき、お姉さんの病状が急変して携帯電話がガンガン鳴っていても、それとこれとは話が別ということになっちゃうんですね。それが現在のシステムです。

そうした状況のなかで中核センターは対象者や問題を問わずに相談活動しています。平成16年度からスタートし、千葉県単独の予算措置ですので議会でも大分取り上げられて厳しい局面もありましたが、かろうじてまだ続いています。県内13か所の圏域で、委託を受けた民間法人が事業の運営にあたっております。千葉県全体で600万人の人口ですが、中核センターがカバーしているのは政令市・中核市をのぞいた400万人ほどです。私が働いているのは市川圏域で、市川市と浦安市を合わせて60万人ほどの人口です。最大の特徴は、対象者や問題を問わないご相談というところですね。障害の有無や問題の内容で分けない。それから、平日日中以外の休日や夜間帯のご相談にも対応しています。不安定雇用で働いておられる方は、お休みをとって相談にくると、その分、給料が入ってきませんから、相談するタイミングを逸したりすることも多くあります。そのようなことを含めて相談にのる仕組みとして創設されたのが、千葉県の中核センターです。

相談件数は図2のとおり、右肩上がりでキャパシティいっぱい受けています。どんなご相談を、どのように受けているかを、数字ではなく、具体的な事例からご紹介させていただきます。

まず、子育てに困難を抱えていた家庭の支援の事例

です。ご夫婦ともに地方の出身です。昭和40年代に千葉は湾岸地域が大分開発されて工業地帯と新興住宅地が形成されていったのですが、その時代に建設・土木の仕事で千葉に来られ、その後、家族を郷里から呼び寄せて世帯を形成したご家庭です。この時点で地縁、血縁から離れています。

お父さんお母さんは元気で、子どもが8人生まれました。一番上のお姉ちゃんと末っ子の弟は13歳しか離れていません。両親ともに生活能力はとても低い状況があって、さまざまに困難が発生しました。子育ての過程では生活保護も一時期受給し、子どもたちは児童相談所による一時保護、それから児童福祉施設での生活なども経験しています。この家とのお付き合いは、私は10年以上になるのですが、現在、末っ子が成人をして、実家にはお母さんと娘さん2人が残って生活をしています。もともと家族の食生活は偏りがあり、お父さんはかなりお酒も飲む方で、50代で重篤な脳梗塞で倒れて麻痺が残り、要介護状態になりました。先生に呼ばれて説明を受けるとき、私もお母さんに付き添わせていただきましたが、脳の画像を見せられながら、「ここがこんなに出血しているので麻痺が残ったんですよ」と説明されても、映されている写真が脳の画像であることをお母さんはまったく理解していませんでした。そのことがとても印象的でした。

成人した子どもたちは、子育ての過程で、本来であれば教えてもらうこと、経験すべきことがいくつも抜け落ちている状況があります。施設生活を経験しなかった3人は、いずれも中学校から不登校。10代半ばからアルバイトをしていました。そんなこんなでライフステージの折々で、ときには子育ての問題であったり、ときには、電気やガスが止まってしまったという問題であったり、住宅の契約の更新ができずに追い出されてしまいそうになるとか、息子さんの一人がバイクを盗んで拘留されるとか、いろいろな問題が発生して、その折々で、この問題はあちらというように切り分けるのではなくて、一つの家庭に対してトータルで関わりを持たせていただいた事例です。

もう一つご紹介する事例は、虐待を受けてきた19歳の女性の支援です。

この女性は、非常に放埒なお母さんと、お母さんと内縁関係の男性との3人で生活してきています。幼いときはお婆ちゃんもいて、その頃のお婆ちゃんとの記憶はとても温かいものだったので、たぶん彼女は、一番大事なところは守られたのかなとも思います。このお婆ちゃんが亡くなったことでお母さんに振り回される状況になりました。

中学以降、徘徊などで何回となく児童相談所に一時保護されています。そのたびに、お母さんが児童相談所の指導を受けて本人は家庭に戻されています。このときの経過がどうだったのだろうと私としては思います。

高校にはいったん進学しました。しかし、すぐに中退して、アルバイトを始めました　その後、お母さんが万引きで逮捕され、養父と自分との生活のなかで、養父から彼女への虐待が始まりました。

彼女はこのことを誰にも相談できなかったのですが、アルバイト先で知り合った母親年代の年配の女性に少しずつ心のなかを打ち明ける状況になって、そこで初めて虐待を受けていること、自立して家を出たいということを告白するにいたりました。その女性が以前に家族のことで中核センターに相談したことがあってつながり、千葉県内のネットワークを通じて遠い地域に逃がしたいということで、私たちのほうでお手伝いすることになりました。その年齢が19歳でした。

18歳より前に虐待は始まっています。児童相談所の関わりが18歳で終了するからといって、虐待は18歳で終わりにはなりませんが、これが法律の仕組みです。ここをどのようにつないでいくかということです。

彼女の希望に沿って、住居を確保する、安全を確保する、働いて収入を得て生活していく道を見つけるという関わりが始まりました。職場でリストカットの傷を見とがめられたり、職場の人間関係のなかに巻き込まれて挫折をしたり、収入が途絶えて風俗で働いた時期もありました。今でも、断続的にこの方とのお付き合いが続いていますが、まだまだ回復には道半ばで苦しんでいらっしゃいます。

こうした状況で一つの家族、一人の個人にいろいろな問題が複合的に現れています。制度で救える問題もそうでない問題もあります。ですから、切り分けて分担するという話だけではどうしようにもならないんですね。そこをどうしていくかです。

相談というのは問題が明確になった形で相談窓口につながるのは一部です。多くの場合、漠然とした生活のしづらさを訴えるけれど、問題は全く整理されていない

状況です。

先ほどの事例でご理解いただけたかと思いますが、子ども時代の貧困が将来どのように影響を及ぼすかというところです。中核センターの相談事例を鳥居深雪さんという研究者に分析していただいたのが図3です。一本の木に例えたとき、小さいときに根っこととしての愛着や基本的な信頼関係が形成され、それから感情に例えられる幹が育ってきて、その上に認知とか行動のスキルが身についてくる。ですから、小さいときの基盤となる根っこが非常に脆弱だと、幹も細くなるし、枝葉もポロポロ落ちてしまうということです。

生活困窮の相談を受けていてもとても重要だと思うのは、人に相談できるということです。個人にとっては助けてと言えるかどうか。社会にとっては、助けてと言われたとき受け止められるかどうか。この2つに尽きると思います。

生活困窮者支援の制度は生活保護の一歩手前と言われていますが、相談を受けていると、皆さん、三歩も四歩も相談するタイミングが遅いんですね。貯金が10万円くらいになったときに来ていただければもっと手はあったのに、20円とか100円とか、4か月電気が止まっていますといった状況から始まるんです。やっぱりソーシャルスキルの不足が非常に大きいと思います。

その一方で、助けてと言ったとき、助けられるかどうかという仕組みの問題でいうと、これから先の議論にもなると思いますが、地域社会に余裕がないんです。なかなか隣の人たちの声に耳を傾けられる状況にない。国が補助事業として実施している「よりそいホットライン」という24時間、365日、通話料無料のフリーダイヤルに、さまざまな相談が寄せられています。おそらく今後、この事業もどこかの仕組みに位置づけられていくと思うのですが、こちらでは、国の予算では初めて在住外国人の方々、それから性に違和感を持っている、いわゆるセクシャルマイノリティーといわれている人たちの専門相談も

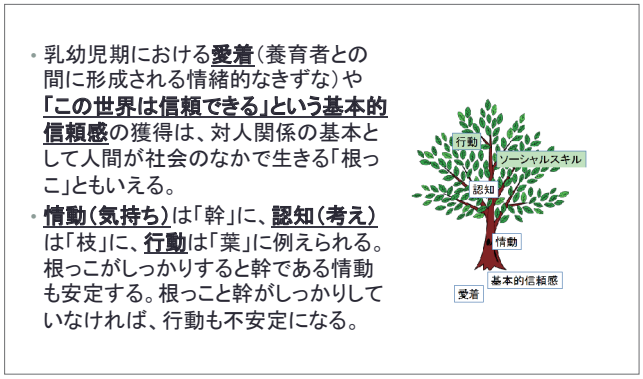

図3 「生活のしづらさ」と発達課題
鳥居深雪さん（神戸大学人間発達環境学研究科 教授）による

開設されています。こうしたマイノリティーのニーズを持つ人たちの相談も、さまざまな形で受け止めていける仕組みと社会を創っていかなければならないと思います。

これからへの課題については、後半のシンポジウムでも議論できるかと思いますので、私から2つだけ、ご説明したいと思います。一つは、阿部さんのお話にもありましたが、子どもの貧困は前からあったんですよね。ですが、社会の構造の変化のなかで、昔は受け止められていた人たちが、今どんどん排除されている。そのうちの一つに間違いなく、障害や疾病の問題があるだろうと思います。軽度の知的障害の人たち、精神科の疾患を持っているのですが病院につながっていない人たち、それから高次脳障害の人たち、外からは分かりにくい障害の人たちが、個性的であるがゆえにはじかれているという状況があります。

もう一つ、引きこもりのご相談に特徴的なことだと思いますが、あまりにも選択肢が多すぎるがために選べなくて、身動きがとれなくなっている。価値観や生活スタイルは多様化しているのですが、選んだり決めたりする力は落ちているときに、やはり場が重要になってくる。私たちのような相談機関の役割は大きいのですが、私たちは点でしか関われませんので、面で支えられる社会資源を作っていくことも重要かなと思っています。

私からの報告は以上です。

Profile
朝比奈 ミカ 氏（千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長）
立教大学文学部卒業。社会福祉法人東京都社会福祉協議会に就職。平成16年から現職。
仲間とともに手探りで総合相談の実践に携わり、そのノウハウで一般社団法人社会的包摂サポートセンターによる「よりそいホットライン」立ち上げに関わる。同事業企画委員。平成27年、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、自立相談支援事業「市川市生活サポートセンターそら（so-ra）」の主任相談支援員を兼務。

実践報告②

貧困の現場における弁護士の実践

法テラス千葉法律事務所 常勤弁護士　**野原 郭利**

私は法テラス職員の弁護士で、法テラスの事件を専門的に担当しています。法テラスの事件は、基本的に収入が少ない方を対象にしているものが中心です。ですので、私たちが関わっている事件はどこかしら貧困の要素が関係しているものがとても多くあります。私はちゃんとした枠で話をすることはできませんので、実際に私が体験した事件の報告と、そこで私が気づいたこと、感じたことをお話しさせていただけたらと思っています。

千葉県の海沿いの町に住んでいたある4人家族です。50歳代のお父さんとお母さん、長男と次男の家族構成です。長男は成人して比較的若く、次男は県内でもかなり有名な、大体は大学に行くという進学校に通う高校生です。これだけを見ると、ごくごくありふれた家庭のように感じます。この家族が私とつながることになりました。つながったきっかけは、お父さんが末期癌だったことです。

お父さんは県内の総合病院に入院しました。普通に入院し、末期癌で余命いくばくもない状態でしたが、異変に気づきました。入院費が払えず、どんどん滞納していたのです。入院費が払えない状態をとても心配したのが、病院にいる福祉職、いわゆる医療ソーシャルワーカーの方です。病院に社会福祉士の方が配置されている場合がありますが、そのような方は福祉に関する知識を持って、病院のなかの人の社会的な問題などに関わる場合があります。この方が、入院費が払えていないこの人は大丈夫なのかということで相談にのったことから、スタートしました。

ソーシャルワーカーの方が話を聞いていくと、どうやら借金があることが分かりました。本人も余命いくばくもないので、ソーシャルワーカーの方はあわてて法テラスに電話をしてくれました。もういつ亡くなるかもわからないし、入院費も滞納していて、お金にすごく困っているようなので、とりあえず相談したいからすぐ来てほしいという電話でした。

法テラスは、電話相談というか、電話で情報提供を行っているのですが、情報提供を行っているのは弁護士ではありません。ですので、そのまま、どうしたものかと悩んで、私たち法テラス千葉の法律事務所のスタッフ弁護士に相談がきました。そこで私たちが話を聞いて、緊急性がありそうだということで相談に行くことになりました。

実際には、この方は終末医療の状態になっていたので、その病棟に相談に行きました。行くと、50歳代のお父さんは寝たきりの状態になっていて、動くのは、上半身、腕と頭ぐらいでした。そのお父さんに話を聞こうとしたのですが、最初の30分くらい、何を言っているか分からない状態でした。何かお金に困っているんじゃないですかという話をしても、「いやー私は仕事をしていてナントヤラ」みたいな話が続いて、なかなか話してくれません。そこでソーシャルワーカーの方がいろいろと話をしてくれたり、私も「別にあなたを責めたくて聞いているわけじゃないんです」という話をして、「あなたが亡くなる前に、何かをしたいと思っているんだと思うから、それを応援したいので、何でも話してほしい」という話をしました。そうしたら、急に堰を切ったように、泣きながらバーっと話し始めたわけです。そこで話したお金のない理由は、病気で仕事ができなくて、今2人の子どもが家を支えているというような話でした。そこに至るまでにも、相当、放蕩お父さんだったようで、働かないで親の遺産を食いつぶしたりといったことがずっとあったようです。そのうえで、病気で仕事ができなくなったのが決定打になって子どもたちが家を支えていると。下の子どもは、空いている時間は全部バイトを

していますと。

では、一番困っているのはどういうことですかと聞きました。そうすると、もともとあった実家を引き継いできたのですが、その家が担保になっていて、借金で取られてしまったと。

ただ、ここからがちょっと変わったところです。担保に取られた家を、買い取ったところが、そのまま貸してくれたそうです。ただし、貸してくれるときの家賃が、そこらへんの相場の倍くらい高かったと。それがとにかく払えないような状態だったということです。さらに、家賃を滞納して、何百万円というような金額になっていたのですが、その業者さんが、長男さん次男さんに、「あんたらが働いて一番お金を稼いでいるんだから保証人になってくれ。サインしろ」と日々迫っているような状態でした。ですので、息子たちもお父さんをかなり嫌っているわけです。お父さんは奥さんに暴力を振るっていたような時代もあったようです。そういうなかで、家族の心が完全に離れてしまっていました。お父さんは家族に縁を切られているような状態のなかで、このまま死んでしまったら、自分の借金がきっと家族に引き継がれてしまうんだろうということだけは、法律は分からなくても何となく分かる。そうはなりたくないということで、相談したかったということでした。

分かりましたということで、すぐもう一回相談しましょう。契約をして、家族でまず生活保護を受けましょうという話をしました。家族4人で保護が受けられるくらいお金がない状態だったので、そういう話をしました。で、日を改めて2、3日後に来ますという話をしていたのですが、その相談をした翌日くらいに、残念ながらお父さんは亡くなられました。そのため、家族だけに来てもらって、家族にその内容を説明しました。

家族に対して、お父さんがこのように相談してくれた。このまま放っておくと、家族に借金が引き継がれてしまうので、まず、家を出ないとお金がないし、家には住んでいられないので転居しましょう。そのうえで、お父さんの借金は相続放棄という方法でなくすことができますよという話をしました。そうしたら、お母さんや子どもたちが、それまで父親が何を考えているか分からなかったし、迷惑ばっかりかけられてきたけど、ようやく父のことを供養してもいいという気持ちになりましたというような話をされ、「じゃあお願いします」という話で、お母さんと息子さんたちの事件を受けることになりました。

家族への対応として、3つのことをやりました。まず、家を引っ越さなければいけない。また、子ども2人が働いている状態は良くないので、なんとか生活費を増やす方法、捻出する方法を考えなくてはいけない。そして、相続を放棄しなければいけないし、お母さんについては借金を整理しなければいけない。この3つのことをやっていくことになりました。

まず、生活保護の申請です。家族と一緒に生活保護の窓口に相談に行きました。私が一緒に行って、この方の状態を説明して申請をしました。それで保護の人が調査してくれるわけです。本当に保護を受けられるくらいのお金しかないのか調査して、結果は、残念ながら却下になってしまいました。この結果があまりにも皮肉なことですが、次男さんがバイトをしていて、ちょっと頑張りすぎて、ギリギリお金の要件をオーバーしていた状態だったということです。ただし、さすがに生活保護の担当者の方も、そのままそれじゃあんまりだと思ったようで、調査で分かったことを教えてくれました。まず、お母さんは、お父さんが亡くなったことで遺族年金を受け取れることが分かりました。もう一つ、疎遠な実家があるそうで、そこは何とか頼めば住めるのではないかということが分かりました。この2つのことについて、保護の担当の方が実際に説得したり手続を代わりに取ってくれました。なので、お母さんは遺族年金が受け取れるようになって、あと、家を移ることができ、なんとかその場で家が確保できました。

そのうえで、長男さん次男さんについては相続放棄のお願いをする。次男さんは未成年なので、お母さんが代理でやらなければならないのですが、長男さんとお母さんが、こういう書面を全く書けないんですね。病院のソーシャルワーカーの方も言っていたのですが、ちょっと知的な障害の疑いがあって、判断というか、文章を書いたりするのがすごく苦手でした。ですので、事実上、その書面を作るのをお手伝いして提出したら、すぐ放棄

が認められ、お子さん2人は借金を背負わずにすみました。

そのうえで、お母さんの破産の手続をすることになったのですが、お母さんが放棄できなかった理由は、滞納した家賃の保証人になっていたためです。なおかつ、入院費も滞納していたので、わざわざ相談してくれた病院の借金であるので非常に心苦しかったのですが、病院の方も「この家はしょうがない、踏み倒してくれてかまいません」ということだったので、あわせてこれらを破産して免責、チャラにしてもらう手続をとってもらうことにしました。

破産の手続のなかで、驚くべきことだったのは、お母さんはこれまで一度も口座を作ったことがないことが分かったことです。「本当ですか」と何度も聞いたのですが、「本当です。今回年金を振り込んでもらうのに初めて作りました」と。これまでは全部お父さんがやってくれていたし、困るとお父さんに泣きついて1万、2万もらっていたから分かりませんという状態で、やりくりの能力が極端に乏しい方でした。なので、家計簿もつけられないということだったので、レシートを全部持って来てもらって、一緒に家計簿をつけて、こういうところがお金をオーバーしそうだからもう少し頑張りましょうとかいう話をするところから始めて、なんとか家計簿をつけたということです。

その後の手続としては、こういう書類を作って、裁判官とお話しして、最後に、この事件は現在、面談まで終わっていて、今後借金がなくなる見込みが堅いという状態になっています。

今の話からすると、この方はもう収入が確保されています。年金は手元にあります。家族の借金もなくなっています。なので、一見すると、これで良いのではないかと思われるかもしれません。ですが、今でも家計に全く余裕がありません。今、すごく居心地の悪い実家に何とか頼み込んで住んでいる状態です。両親も認知症で、かなり訳が分からなくなっているそうです。そのなかで3人暮らしていくのはしんどい。本当は転居したいが、そのお金が貯まらない。そして今後、高校生の次男さんは大学に行きたいが、その学費もかかる。そういうことでこういうお金がいろいろかかると。もっと言うと、これまで次男さんも長男さんも、誰一人携帯電話を持ったことがないということです。今回ようやく年金がとれて、携帯を次男さんに買ってあげましたという話でした。そこからやるのがいいか、ちょっと分かりませんが、そういう状態でした。

子どもたちの今後がこのケースでは一番ネックになっています。次男さんの洋服などを、長男さんが働いたお金で今でも買ってあげているわけです。今は家賃を払わなくてよくなったのですが、認知症の実家のお父さんお母さんに、足りないときは逆に援助してあげていて、結局何も変わっていないのではないかというような状態になっています。

次男さんも、本当は大学に行きたいが、学費のことを考えると、あきらめて公務員になろうと思っているという話をされています。

今後、この事件としては破産はこのまま終わってしまうのですが、このまま終わらせて良い内容だとは思いません。この方たちの生活の部分をちゃんと支えてくれる機関などと一緒に今後の筋道を立てていかなければならないのであろうと思っています。

こうした事件を実際に経験して、このなかで見えてきたことがいくつかありました。まず、いまだにつながっていない貧困の世帯がとても多いということを実感しました。この方について言えば、そもそも家が取られちゃいますとか、そのあとよく分からない契約で家賃を倍取られていますとか、家賃を滞納し始めました、病院に入院しました。何度も相談する機会があったはずです。先ほどの朝比奈さんもおっしゃっていた通りで、本当にギリギリで、しかもこの方の場合、自分で言ったというよりも、滞納していてどうしたのとソーシャルワーカーの人が聞かなければ、そもそもスタートしないで、そのまま亡くなられていた可能性がとても高い。もう何日かのすんでの状態でした。このような方がもっとたくさんいるのだろうと思います。この方たちに、どうやってつながっていけば良いのかが一つ問題になります。そこで、病院の方たちだったり、いたるところにいる福祉の方、あるいはここにいる皆さんかもしれませんが、何かに気づいていただける方からのつなぎが非常に大事なんだと思いました。

また、この方の場合、お父さんのDVのようなものがあったり、お母さんや長男さんの障害、あるいは、よく分からない不動産会社に家賃をすごく取られているという消費者被害のような問題。貧困の重複という話が先ほどありましたが、法的な課題や、本人の弱点というかハンデなどの重複もとても多いのかなと思いました。このようななかで、なかなか本人が言い出せない、言い出してもなかなか解決が見つからない、そういう方たちがいまだにたくさんいるのではないかと思いました。

また、今回一番感じたのが、法的な解決だけでなく、生活の支援をしなければならないのだということです。今回破産の手続が完全に終わってしまうと、正直、私が代理人として付いていられる期間が終わってしまいます。それから先は、事件のこと限りの付き合いになってしまいます。その意味では残念ながら他人になってしまいます。ただ、この家族は、この一瞬のこのときだけでなく、今後ずっと伴走してくれる人が誰かいないといけないと思います。それは大学に入るとき、あるいは、子どもが独立されるときかもしれません。そうしたとき、どうやってこの人たちが生活していくのかを考える必要がありますし、そのための相談の機関と連携をしていくことがとても大事なんだと、今回感じました。私からの報告は以上です。

Profile
野原 郭利（法テラス千葉法律事務所 常勤弁護士）
平成24年12月弁護士登録。都内公設事務所にて1年間の養成を受け、平成26年1月より長崎県雲仙市の社会福祉法人に研修出向。知的障がい者福祉を中心とする施設において、罪に問われたり、トラブルに巻き込まれたりするなど、生きづらさを抱えた障がい者の支援の現場を体験する。同年7月より千葉県に赴任（現職）。周囲の福祉や行政の関係機関に助けられながら、刑事国選事件と担い手が少ない民事事件に日々取り組む。

パネルディスカッション

支え合う社会へ―生活困窮者の自立支援と司法

［パネリスト］　**阿部 彩 氏**（首都大学東京 教授）
本後 健 氏（厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長）
朝比奈 ミカ 氏（千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長）
小野 順子 氏（弁護士）
稲本 信広 氏（司法書士）
［コーディネーター］　**太田 晃弘**（法テラス東京法律事務所 常勤弁護士）

パネリストの自己紹介

太田　最初に、ご登壇いただいている方々にそれぞれ簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。前半でご講演をいただいている方もおられますが、阿部さんから一言ずつお願いします。

阿部　首都大学東京の阿部彩です。貧困問題を中心に研究しております。

朝比奈　千葉からまいりました朝比奈です。

本後　厚生労働省社会援護局地域生活困窮者自立支援室長の本後です。生活困窮者自立支援制度が平成27年に施行されました。この制度は、連携体制の構築が1つのテーマになります。法テラスさんとこのような形で連携をさせていただけることを大変ありがたいと思っております。

小野　大阪弁護士会で貧困問題に取り組んでいる弁護士の小野順子と申します。私は大阪府の北にある箕面市で事務所を開いており、箕面市の生活困窮者自立支援事業に専門家サポーターという形で関わらせていただいております。

稲本　日本司法書士会連合会で理事をしております稲本信広と申します。私は熊本の人間です。司法書士会では、経済的困窮者の権利擁護部会を担当しております。また、地元では「反貧困ネットワーク熊本」という民間30団体ほどが集まる貧困支援団体の運営と、NPO法人「熊本からクレサラ被害をなくす会」という多重債務被害の支援団体の理事をずっとさせていただいております。

生活困窮者自立支援制度とは

太田　ではさっそく中身に入っていきます。昨年4月から始まった生活困窮者自立支援制度について、最初に本後さんに、制度のあらましについてご説明いただけたらと思います。

本後　平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が始まっており、全国901自治体に専門の相談窓口が設置

されています。これは、全国1,700市町村のうち901市町村ということではありません。901のなかには町村部を管轄する県が含まれていますので、全市町村をカバーしています。逆に、全市町村どこに住んでおられる方でも、自分の該当する生活困窮の窓口が利用できるということです。この法律体系で一番大きいところは、**図1**の一番左側の包括的な相談支援という部分です。生活困窮にはさまざまな背景がございます。それらのさまざまな背景の課題を、基本的にはすべて包括的に受けとめますので、まずここに相談に来てくださいということです。

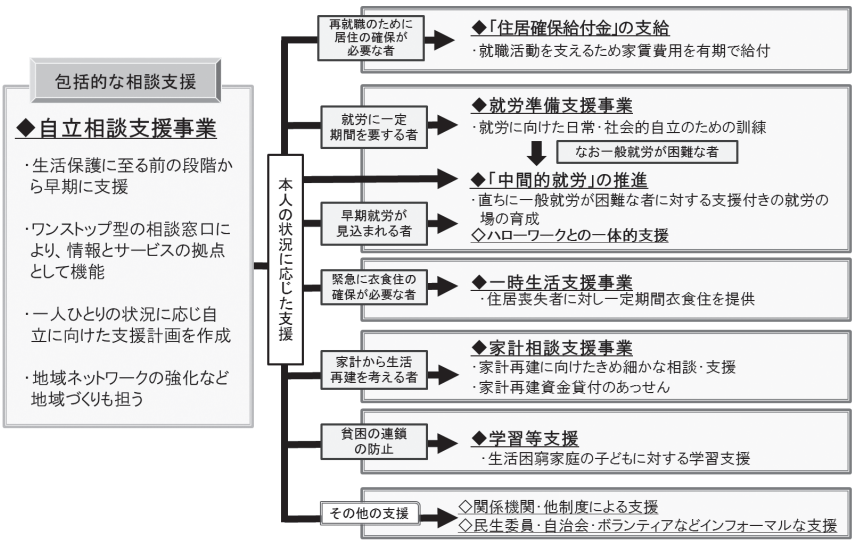

図1　新たな生活困窮者自立支援制度

この法律の施行で何が変わったかというと、この窓口ができたことにより、誰がまず動くのかが明確になったという点が挙げられます。これまでは、課題が複雑であればあるほど、この課題はどこの機関か、とか、誰がまず動くか、といったことがなかなか決まりませんでした。ご本人からすると、どこにいったら良いか迷われることになります。しかし、これからは、この相談窓口ですべて受けとめてまず動きます。こういった窓口が皆さんをカバーする全市町村に設置されたことが一番大きな意味です。

生活に困窮している方はもちろん、関係機関の方々も相談することができます。子どもの貧困についていうと、学校の先生やスクールソーシャルワーカーの方などが、この子の家庭にいろいろ課題があると感じとった場合も、相談することができます。相談が幅広く、きめ細かくつながっていく形を目指したいと考えております。特に生活困窮の方は複雑な課題を抱えていることが多く、そのような場合は、自らその課題の解決方法を見つけ出すことが難しい、さらにはSOSを発することすら難しいことが考えられるため自立相談支援事業ではアウトリーチ、つまり、出向いて相談することを考え方の大きな柱として掲げています。

この自立相談支援事業を中心として、ご本人の状況に応じてさまざまな事業を用意しています。居住に不安のある方については、「住居確保給付金」を用意し、一般就労には遠い方については訓練をする「就労準備支援事業」を用意しています。また、緊急に「食・住」の確保が必要な、家がない、食べるところがない方には「一時生活支援事業」を、家計に関して、管理・生活の再建を考える「家計相談支援事業」があります。先ほどの阿部さんの川上政策・川下政策との関係では、目の前のことはもちろんのこと、貧困の連鎖を防止する意味で、子どもさんを対象とした「学習支援事業」を用意しています。

さまざまな課題を生活困窮者自立支援制度だけで解決することはできませんので、その周辺にさまざまな制度があります。例えば、労働行政、ひとり親家庭の施策、障害、介護保険、教育、法テラスさんとの関係でいえば多重債務、子ども・子育て、あるいは住宅施策などと連携しながら、課題の克服、解決につなげていくことがもう一つの大きな柱です。

本日のテーマでいうと、「子どもの学習支援事業」があります。主な対象は、今は高校受験をめざす中学生が多いようですが、現在、審議している来年度の予算案では、高校中退をどう防止するかとか、どこかに集まって学習を支援することだけではなく、ご家庭に行って、子どもさんだけではなくご家庭全体も支援することにもつなげていく訪問支援にも力を入れていきたいと考えております。いずれにしましても、この制度は、相談を柱にできています。そして、この制度は連携が大事になっています。特に、法的な問題になると、制度だけではなく、法テラスさんや法律関係者との関係を密接にしていくことが必要になります。簡単ではございますが、制度の説明は以上です。

法律専門家の関わり

太田　法的な問題を抱えた方は、生活困窮者自立支援制度単独では解決できないというご指摘がありました。今のお話を受けて、法律専門家の側ではどんな支援、活動があるのかをご報告いただきたいと思います。まず小野さん、弁護士として現場ではどんな活動をされておられるのでしょうか。

小野　それでは大阪における生活困窮者自立支援事業の連携の取組みをご紹介させていただきます。生活困窮者自立支援事業の前身としてパーソナルサポートサービスがありました。このモデル事業を始めたとき、私が仕事をしております箕面市も、このモデル事業にエントリーしました。私も、このモデル事業から専門家サポーターとして関わるようになりました。そこで生活困窮者の方のご相談のなかには法的な問題がたくさんある、法律家ももっと関与していくべきだということが分かってきました。

このパーソナルサポートサービスの次に生活困窮者自立促進支援のモデル事業が2013年度、2014年度に実施されました。このモデル事業が始まったとき、大阪弁護士会のなかでも、弁護士も積極的に関与していこう、この事業のなかで弁護士ができることがあるのではないかと考えるようになりました。それでこのモデル事業をされている自治体を、箕面市をはじめとして順番に回り、弁護士会と連携しませんかと働きかけを行いました。

そして、昨年4月から生活困窮者自立支援事業が本格的に実施され、すべての自治体に相談窓口ができましたが、現在、私たちが働きかけて連携事業を行っているのは、大阪市の24区と茨木市、箕面市、羽曳野市、東大阪市、交野市の6自治体です。実施方法は、基本型として、毎月1回、担当弁護士が各自治体の生活困窮者自立支援相談窓口に行きます。市役所や区役所に行って、市民の方のご相談を聞いたり、職員の方のご相談を聞いたりします。また、個別の相談がなければ、テーマを決めてちょっとした学習会などもしたりしております。

担当弁護士は自治体ごとに2人ずつはりつけて固定しています。人を決めて、同じ人が行くことで、顔が見える関係を作りたいと考えたからです。2人の弁護士が月替わりで毎月行くのが基本形で、それ以外に随時、電話やメールでのご相談も受け付けています。顔が見える関係を作ることで、普段のちょっとしたご相談を電話やメールで聞いたりもしやすくなることを目指しております。

小野 順子 氏

相談実績のごく一部、大阪市内の8ブロックで、2015年の4～8月まで5か月間の実績を少しご紹介させていただきます。まず、相談件数はこの5か月で147件、一月当たり29.4件です。8人の弁護士が大阪市内に出かけているわけで、1人の弁護士が一月に1回いって3～4件の相談を聞いて帰ってくるといったイメージで捉えていただけたらと思います。それで、受任件数は、147件のうち52件（35.4%）、継続相談になったものが31件（21.1%）です。この継続相談は、相談で終わった方もあれば、受任につながった方もあります。受任と継続相談をあわせると、約半数の相談が1回で終わらず引き続き弁護士が関与するような案件になっているわけです。これは一般的に行われている区役所の無料相談に比べるとかなり高い率です。

主な相談は、債務整理、家の明渡しを迫られている、離婚の問題、生活保護を受けたい、あるいは生活保護を利用しているなかでのご相談などです。相談の特徴は、すでに前半のご報告で出たことと重なりますが、切羽詰まった時点での相談が多いこと、複合的な問題を抱えている世帯が多いことなどです。

最後に、法テラスとの関係を少し言及させていただきます。この生活困窮者自立支援事業に関して、法テラスは切っても切れないというか、必要不可欠な要素です。と言いますのは、私たちまだこの6自治体としか連携できておりませんので、さらに連携を広げようと思い、いろいろな研修会も開いています。大阪府内の全自治体に呼びかけ、担当者に来ていただいて、離婚問題や破産問題についてのミニ講座をやったり、意見交換会などもしていますが、そのなかで皆さんが気になさることは、お金の問題です。弁護士に相談はしたいが、本人の費用がどれくらいかかるのかが、やはり一番気になるところだと思います。そこで、私たちは研修会をするとき、必ず法テラス大阪事務所の方に来ていただいて、法テラスの説明をしています。そして、無料相談というのがあって、同じ案件で3回まで無料相談ができるんですよとか、弁護士が受任することになっても弁護士費用を立て替え

てくれるから、ご本人がまとまったお金を用意する必要はないんですよ、生活保護の方だったら費用が免除になることもありますよ、といったことを説明させていただくと、担当者の顔がパッと明るくなります。そんないいものがあるんですかという感じになります。公的な機関がこういった費用援助をしてくれて、ご本人の負担がなく、あるいは少なく、法律相談ができることは、とても大きなメリットだと思っております。

太田　本後さんから生活困窮者自立支援制度の相談支援事業ではアウトリーチが重要で、実際そのような立て付けになっているというお話がありました。大阪弁護士会でも弁護士サイドからアウトリーチ活動をされているわけですね。続いて稲本さんには司法書士のお立場からお話しいただけたらと思います。

稲本　まず、私の所属する日本司法書士会連合会では、各都道府県の司法書士会に講師派遣をしたり、各県の司法書士会が主催する相談活動の支援を中心にやっております。また、調査研究もしており、今年度は国民健康保険法第44条に基づく、いわゆる医療費一部負担金の減免と、77条に基づく保険料自体の減免の全国的な調査を始めました。

次に、個人的な私の司法書士としての関わりを少しお話しさせていただきます。私が司法書士になった平成13年ごろに受けた、最初の破産の申立てに関する事件についてです。司法書士も法テラスさんの書類作成援助を利用して、裁判所に提出する破産申し立て書類の作成のお手伝いをさせていただいております。その関係で関わった親子4人、お父さん、お母さん、小学1年生の男の子、3～4歳くらいの女の子の家族です。

お父さんとお母さんが結婚するときの結婚式場で、いただいたご祝儀を新婦の実の父親が持ち逃げしてしまったところから話が始まります。会場にお金を払えないため、2人はやむを得ず消費者金融から借りて会場費を払うことになりました。当然、その支払は多額ですから、借入れ後の返済も、自転車操業的に次から次に借りて多重債務になったわけです。それでも支払を続けていたのですが、どうしても難しいということで私の事務所に来られました。お父さんはお仕事をされているため、2回目以降はお母さんと子ども2人の3人で打ち合わせに来られることが多かったです。ある日の夕方、3人で事務所に来られました。しばらくすると、娘さんがお手洗いに行きたいと言い出し、お母さんが手洗いに連れていきました。そうすると、相談部屋には私と小学生の男の子の2人きりになるわけです。2人きりですから、何かしゃべったほうがいいかなと思って、熊本弁で、「めしゃくたかい」といました。これは「ごはん食べた？」という熊本弁です。男の子がしばらく黙りました。おそらく3秒ほどだと思いますが、男の子が小さくうなずきました。私はそこにとても大きな違和感をもったものですから、もしかしたらと思ってさらに聞いてみました。「お母さんに司法書士のお兄ちゃんに『ご飯食べた？』って聞かれたら、『食べた』って言わなければいけないよって、もしかして言われたかな」と言ったら、その子が泣き出しました。お母さんと娘さんが手洗いから帰ってきたあと、私は尋ねました。「お母さん、こういうことを聞いたんですが、もしかしてご飯食べていないんですか」というと、1週間くらい男の子は給食しか食べていない、朝ご飯も夜ご飯も食べてない、食べられないということでした。とてもお腹が減っていて、とてもつらい気持ちで私の事務所に相談に来られていたということです。下の子は、地域の方々がお菓子を持ってきてくれたり、少し食べ物を分けてくれたりしたそうです。給料前だったこともありお父さんとお母さんもあまりご飯を食べていないようでした。

稲本 信広 氏

それが私が最初に受任した事件でした。そのとき、多重債務という問題自体、ご本人さんの責任の問題ではない、社会の病理現象ではないか。特に子どもにとってはなんの責任もないのに、苦しい生活をしている男の子、女の子が、この日本にまだたくさんいることに非常に衝撃を受けたことを覚えております。

平成12年、13年当時の消費者金融の取り立ては非常に厳しく、社会的な問題にもなりました。家計のなかでまず借金の返済をしてしまいます。そうすると、生活費やライフラインは後回しになってしまうが、それでも支払が遅滞してしまうというのが普通の時代でした。そのなかで削られるのが子どもの食費だったということが非常に衝撃的でした。もう15年以上たちますが、このご家

族とはいまだに年賀状のやり取りや暑中見舞いのやり取りをしております。男の子も大学に入れ、娘さんも進学されていて、今は落ち着いた生活をしているという報告を受けております。

思いますに、人間はいろいろなところでトラブルにあう。人生のなかで事件も起こりますし、人によっては失敗をすることもあるでしょう。ただ、大事なのはそういった環境のなかで生きていかなければならない方々にも、何とかやり直すことができるチャンスと、それを支え合う人たちが必要なんだということを感じた次第です。特に子どもの貧困に関しては、その子どもの責任ではありません。すべての人たちが知っていることだと思いますが、これをどう考えていくのかが大事だと感じております。

福祉現場からみた法律専門家

太田　ありがとうございました。今、弁護士、司法書士、いわゆる法律専門家から具体的な取組について紹介がありました。例えば、生活に困られている方が、運よく稲本さんのような法律家のところにたどりついたら、うまく解決できてその後の人生につながっていくことができるかと思います。そういった法律家に対するつながりやすさだとか、使いやすさみたいなことについて、福祉の現場のお立場から、朝比奈さん、コメントをいただけたらと思います。

朝比奈　お二人からもあったと思いますが、個別の案件があったとき、日常で連絡を取り合ったり、顔の見える環境を作っておいたとき初めて相談のしやすさができます。関係機関が一緒に勉強会をやったり、お互いの領域を知り合うなどを日常的にしておくことが重要かと思います。また、特に経済的な問題を抱えた方々は生活基盤が脆弱で、不安定雇用の方もおられるので、平日の日中以外の時間帯でも、法的な助言をいただく機会を作っていただく。メールでもというお話がありましたが、アクセスのしやすさですね。場合によっては家庭訪問です。家庭訪問は、相談の利便性ということだけではなく、どれだけ厳しい状況で生活していらっしゃるかを実際の場面を目にして理解するという点で重要かと思います。そのような形で法律家の方々に動いていただけることは、私たちとしても大変心強く思います。

福祉と法律家が連携することの意義

太田 晃弘

太田　以上、法律家サイド、福祉サイドのいわゆる現場の方々の活動とか意見が出てきました。これらに関して、研究者のお立場からコメントをいただけたらと思います。

阿部　今のケースの話などを聞き、私も心が痛んだのですが、貧困の発見という意味では、お子さんのいる家庭はまだ発見しやすいはずです。お子さんは学校に行っているし、保育所に行っていたりするわけです。そのため、例えば、給食の食べ方がちょっと他の子と違うなということは先生が気づけると思うんです。稲本さんがおっしゃった方は、法律に関する問題に気づいて、事務所に行っていただいてすごくラッキーだったと思います。でも、それすらできない方がいっぱいいらっしゃって、一家で心中してしまったような最悪のケースが起こってしまいます。子どもを見る多くの大人が気づいてあげて、そこでいかに早く支援の輪につなげていけるかが非常に重要なのではないかと思いました。

太田　そうすると弁護士や司法書士など法律専門家へのアクセスだけではなく、もっと手前、いわゆる支援者間でのつながりなどにもまだまだ課題があるということですね。

続きまして、本後さん、行政で日々お仕事をされているお立場から、これまでの法律家の取組についてコメントをいただきたいと思います。

本後　先ほど連携が大事だと申し上げました。普段からの顔の見える日常的な関係を作っていくことが非常に大切という意味で、小野さんからお話をいただいたなかで、弁護士会から、手を伸ばしてきてくださっているような関係が築けているのは素晴らしいと感じます。

課題がさまざまあるなかで、専門家ではないとできないところはあります。特に法律関係はそうです。さまざまな課題がこじれて絡み合っているなかで、法律の課題を突破口にして解決につなげていくことはあると思います。司法の世界とのつながりは非常にインパクトが大きいと感じています。他方、自立相談支援機関がどういう機関とつながっているかを調査したのですが、弁護士

会、司法書士会など法律関係の方とつながっている全国の機関は3割くらいです。生活困窮者自立支援の窓口がある、このような制度があるということを、法律関係の方と共有しているかということや、こういう方だったら相談したいが、こういう方がもし来たら、自立相談支援機関に紹介してかまいませんよということを決めているかということも聞いてみたら、2～3割くらいです。少ないと思いますので、この割合を増やしていく必要があると思っています。

ただ、司法の課題を解決することで、ご家庭の課題が解決するわけではないというのはもちろんのことです。そこから先長く寄り添ってきめ細かく支援していくことが大切になります。特に、自己破産のケースで見ると、その手続自体だけ見ると、法律関係の方々に手伝っていただいてやることになりますが、その背景にどのような課題があるか。生活、就労、あるいは支出から見た家計の管理の問題など、いろいろとあったりしますので、自己破産の手続をして、借金を清算するとともに、その裏にあるさまざまな課題をあわせて解決していく必要があります。その意味では、法律関係の方と生活困窮の窓口、自立相談と密接につながりながら、その方を支えていくことが必要になると思います。

現場での活動の実態

太田　破産手続の例を出していただいて、法的な問題だけを切り取ってそこだけ解決しても、その背景にある部分が解決されない限り生活困窮の問題は解決されないじゃないかというご指摘だと思います。その点に関して、稲本さん、先ほどご紹介いただいたケースも、破産手続を進めるだけであれば、お子さんとの会話をしなくても良かったかもしれません。食べられていない問題などに気がつかないと、単に破産手続だけをやって終わると思いますが、普段どういったところに目配りをしながら解決されているのか、現場での実践などをお話しいただけますでしょうか。

稲本　まず、破産の申立てをするにあたって、熊本地裁の場合は家計収支表2か月分を提出することになっています。それを作成してもらうとき、提出書類の雛形を渡して作ってきてということではなく、破産の原因が生活のお金の回り方にある場合、一度、大学ノートに1日1日でどれくらいのお金を使っているのかを自分でレシートとかを貼って作って、それをもとに1か月分の家計収支表を作ってみよう。そうすると、破産手続で免責になったあと、生活再建するにあたって、自分が気をつける部分が分かってきますよというような話し方をしたりしています。

それとは別の例ですが、熊本市の生活自立支援センターの紹介などでいくつかお話をいただきます。路上、といっても車のなかで生活されていた方で保護されてケアホームに入った方がいました。しかし、その方は、その後も自分の年金収入をもとにした生活管理ができないので、何とか助けてくれないかという話がありました。その方の家計の支援だけでなく、滞納の市営住宅の家賃や健康保険といった問題を解決するお手伝いをさせていただいております。行政の方は仕事上、請求をしなければならないため、手紙を出したり電話をかけたりしますが、受けるほうは、どうせどうしようもないと思って電話をとらなかったり、自分から何かほかに良い方法がないかというアプローチができなかったりする方もおられます。

私が支援したなかで、フィリピンから来られた女性の方もそうです。電話では言葉のやり取りも難しくて途中で放棄して、結局家賃滞納のため裁判をされて強制執行というような状態で、グリーンコープから、なんとかしてやってくれと言われて引き受けた事件があります。これもご本人と私が誠実に滞納解消に向けた道筋を、家計簿を見ながら準備して市役所に一緒に行って、「こういうスケジュール、こういうやり方で滞納を解消していくと本人が言っています。今まで連絡しなかったのは、なかなかそういう言葉によるやり取りが難しいところがあっただけであって、本人が不誠実ということではない

んですよ」と一緒に懇願したり、場合によっては、「お願いしますから、何とかしてください」と泥臭いやり方でお願いしながら、そこに住み続けることができるようにする支援をしたりしております。

私は全国青年司法書士協議会の会長に平成20年に就任しているのですが、そのとき、「司法ソーシャルワークする司法書士」というテーマで大会を開催したことがあり、私たちもそういったことをしっかりやっていかなければいけないという宣言をしています。そのように考えながら家計支援もさせていただいているところです。

太田　稲本さんも当事者の方の代弁者、アドボケーターとかいったりするかと思いますが、そういった役割も果しつつ、さらに、家計の管理といったご本人の生活全般を伴走するような格好で関わられているということですね。

法的問題だけを切り取って法律家だけが関わるのではなく、法律家と生活困窮の窓口、自立相談と密接につながることが大事だという点について、本後さん、他にも行政サイドからご覧になって、問題に思っておられることはないでしょうか。

本後　自己破産とともに一人親で離婚のケースがあるかと思います。協議離婚をした場合、養育費をどうするのか。離婚を決断する、しないというとき、将来の生活の目途が立たないといったことをどう解決するのか。また、離婚したとき、「養育費はいらない」と言ってしまったので養育費をもらえないんじゃないかと思っているケースもあります。実際に養育費を決めていながら、養育費がもらえないということもあります。そういったときに、自立相談支援機関などとして何ができるのか、それに対する知識を持つ必要があると思います。正確な法律、法的な知識に基づくというバックボーンがあるかないか。法律ではこうなんですよということを明確に理解したうえでお答えできるかどうかが非常に大切だと思います。

太田　現場では養育費の問題は、法律の問題なんだということもあまり認識されていない現実もあるということですか。

本後　そうだと思います。法律の課題かどうかもよく分からないことがあるのではないでしょうか。

太田　小野さん、「養育費がいらない」という発言があったというケースですが、そのような場合、弁護士は現場で、どのように対応されているのでしょうか。教えていただけますか。

小野　養育費に関して時々あるのは、「とにかく離婚したいから『養育費はいらない』と言っちゃったので、もう養育費はもらえないのでしょうか」といった相談です。

法律の世界では、たとえお母さんが「養育費はいらない」と言ったとしても、養育費は終局的には子どもの権利ですから、お母さんが勝手にいらないと言うことは、できないというとおかしいのですが、「『養育費はいらない』と言った言葉は無効です」ということになります。なので、「私もういらないって言っちゃったからな」と思ってあきらめている方でも、弁護士に相談していただいたら、「お母さん、そんなことはないですよ。お父さんである限り養育費を払う義務があるんだから、堂々と請求しましょう」と。そして、実際に請求するにはどうしたら良いか、調停をしましょうか、何しましょうか、といった話に進んでいくことになるわけです。

法律の問題ではないかもしれない、弁護士に相談しても無駄かもしれないと思っても、是非相談していただきたいと思います。

太田　養育費の問題のケースをご紹介いただきましたが、他にもご本人が法律の問題がどうか分からないでいた問題で小野さんが当たられたケースがあったら紹介していただけますか。

小野　もう一つ、これが法律問題になるのという事例を紹介します。離婚や債務整理ではなく、シングルマザーの方で、自分の親御さんからお金を無心されている、つまり扶養請求をされるというご相談があります。前半にも貧困の連鎖という話がありましたが、シングルマザー世帯も貧困ですが、その親御さんの世帯もやっぱり貧困なんです。一生懸命頑張っている娘のところに、「お金をくれ」と来られる。シングルマザーさんとしては悩むわけですよ。親が言っていることを断ったらいけないんだろうか、親であるかぎり扶養しないといけないんだろうか。でも私子育てで精一杯だし、と。そして、こんなこと弁護士に相談していいんでしょうか、と言いながらご相談に来られます。これは立派な法律相談です。

法律的に考えると、このシングルマザーさんには、子どもを扶養する義務と、親を扶養する義務のどちらの義務もあるのですが、そこには重い、軽いがあります。簡単にいうと、子どもを扶養する義務のほうが重く、優先

されるという考え方です。そうすると、そのお母さんに対する回答としては「今は子どもさんを頑張って育ててください。それで余裕があれば親御さんも援助してあげたらいいけど、それが無理だったら断っていいんですよ。それで親御さんが生活できないんだったら、生活保護の申請なども考えましょう」というように整理していけるわけです。

そういうことを言うと、そんなことを弁護士に相談していいんですかと言われるのですが、是非、気軽にご相談いただきたいなと思います。

より早く法律家につながるために

太田　弁護士の立場から、気軽に聞いていただければ良いといった話があったかと思います。これまでの話のなかでも、より早い段階で気づけた人がいたんじゃないか、所持金が2円とか50円になる前のもっと早い段階で気づけば、もっと選択肢が増えたのにという話が多数出てきました。福祉サイドのお立場から、どうすればもっと早い段階で法律家につながっていけたのかということについて、朝比奈さんお話をいただけますか。

朝比奈　適切なお答えになるか分かりませんが、家庭内では虐待とか暴力の問題がたくさん起きていますし、経済的な困難は広がっています。大学生の半分は奨学金を借りていて、賃貸住宅に入るには保証会社と契約することが前提になっている物件も非常に増えてきています。また、労働環境が悪化してきていて、さまざまなトラブル、紛争が起きています。介護を受けるにも契約で、介護サービスに民間企業がどんどん参入していて、そこでもトラブルが起きています。人生のあらゆる場面で法律的な介入が必要になることが増えてきています。先ほどの8人のお子さんを育てたお家などからすると、家庭医ならぬ家族の担当弁護士さんがいると、いちいち一通りの話を説明しなくてすむし、適時適切なアドバイスをいただけます。そのような体制があると、そのなかで家を出る手前で防げたり、いろいろなことが防げていくと思います。

一方で、野原さんも事件後の長い生活支援をどうしていくか、本後さんからも長い寄り添いとか見守りという話がありました。これを税が投入される福祉的な関係機関だけでやることは、もう限界だと思います。

8人の子どもを育てたお家はなかなか面白くて、私が訪問すると、必ず家族以外の誰かがそこでお茶を飲んでしゃべっているんですね。一種、居場所のようになっています。娘の友だちの不登校の子が、家に居場所がないから、今日は昼間呼んでご飯を食べさせてやるんだとお母さんが言っていました。お母さん、作る気になれば料理が上手なんです。自分のことはともかくとして人の面倒はよく見るんですね。ここに一つのヒントがあると思っています。助ける側と助けられる側の間に線を引くのではなく、常に誰もが助ける側であり、助けられる側であるという観点から、お互いにつながっていけると良いなと思います。

自助、共助、公助について

太田　よく自助、共助、公助とか分けたりしますが、自ら自分を助ける自助でもなく、公助でもなく、その真ん中にある、お互い助ける、助けられるという関係、お互い支え合うような関係が必要だというご指摘かと思います。

以上、さまざまな活動や提言がありましたが、研究者の立場からご覧になってコメントをいただけますでしょうか。

阿部 彩 氏

阿部　最初の法的な介入が必要だというような話ですが、当事者もそうですし、しばしば行政もそうだと思いますが、貧困に対する解決策は、もっと働くことしか見ていないところがあると思います。根本的な問題として、労働問題があります。そのため、貧困に陥ったとき、もっと仕事をする、もっといい職に就くと。行政側とすれば、もっと賃金が高いところに就けるように就労訓練をしましょうというマインドがすごく強いと思います。そういった解決策は、貧困の当事者でない方にとっては聞こえがいいんですね。もっと職業訓練をして、もっといい職業に就けるようにすればいいじゃないみたいなことですが、それだけでは解決できないところもあります。例えば、法的な問題であったり、福祉的な介入が必要なところとかです。もちろん就労支援も必要ですが、それらがうまく合体してはじめて貧困から抜け出す道が見えてくるのではないかと思います。それを当

事者の方にも、シングルマザーに2つ目、3つ目の仕事をするだけが解決策ではないということが分かっていただけるよう、当事者への啓発も必要ですし、支援する側の啓発も必要だと思います。また、市民の方、行政の方も、そういった目で見ていくことが必要だと思いました。

先ほど朝比奈さんがおっしゃった、長い支援期間は、福祉の公助だけでやっていくのは難しいという点は、その通りかと思います。福祉の財政は非常に厳しいものがあります。福祉だけでなく全部の財政だと思います。それを払っているのは私たち国民ですから、それを将来の世代につけることは一番悪い方法だと私は思っています。市民の方々の力は非常に必要です。一方で少し懸念するのが、近頃の政権が、やたらと共助、共助といい、公助の部分をあまりやってこないところです。公の力も、市民の力も含めて、皆さんで少しずつ手を出していけばこの問題は解決できるのではないかと思います。

生活困窮者自立支援制度と子どもの貧困

太田　子どもの貧困の問題に関していろいろお話がありました。この観点について、生活困窮者自立支援制度を活用していくとしたら、どんな方法が考えられるか、本後さんお願いします。

本後　例えば、一人親世帯あるいは多子世帯の支援メニューは、生活困窮者自立支援制度のほかに幅広く用意されています。生活を支えるという意味も、仕事を支えるという意味もあります。住まいをどうするかということは課題も大きく、メニューも充実されてきています。ただ、どうしても世帯全体を見るといった観点から、一人親世帯、多子世帯施策だけでなく、生活困窮者自立支援施策と連携してやっていかなければならないところはあると思います。例えば、家計への支援でいうと、先ほど阿部さんから、働くだけがということがありましたが、収入の面だけを見るのではなく、例えば、支出の面を見ることはできないか。支出を工夫することで、このくらいの働き方でなんとか生活していけるという手助けもあると思います。これは生活困窮者自立支援制度のなかで家計相談支援といって、一緒に家計表を作りながら、ご自身の生活をどうしていくか一緒に考えていく支援もしています。生活困窮者自立支援制度のなかで使えるところがあれば使っていく。一人親世帯、多子世帯施策と生活困窮者の施策、窓口がお互いの強みを活かしながら進めていくことが大事だと思います。

もう一つ、子どもの学習支援があります。私どもの制度のなかでは家庭訪問や、高校の中退防止にも力をどんどん入れていますので、お互いの強みを活かしながら、支えていくようになれば良いかと考えています。

本後 健 氏

今後の展開

太田　次に、お一人ずつ、今後の活動等についてお話をいただきたいと思います。

稲本　聞き慣れた言葉でしょうが、子どもは社会の宝、未来の希望です。子ども一人一人が素晴らしい人生を送るチャンスを持って生まれてきているのであって、社会が子どもの未来を奪うことは許されないということを、まずは考えていく必要があります。子どもの顔から笑顔がなくなっている社会は、健全ではないという警告だと考えることができると、常々思っております。その意味では、家族や友人、支援者などの絆、教育や発育の機会を平等に与えられる保証を大人がしっかりと構築していく義務があると私個人は考えています。そのために私たちは、司法書士として、日本司法書士会連合会として、できることを一生懸命やっていく必要があると考えています。

今日の朝日新聞に、児童養護施設から退所するお子さんの大変な苦悩が書いてありました。社会の厳しいルールのなかに、いきなりポンと出される子どもがたくさんいます。そういった子どもにどのような支援ができるかも、しっかり関心を持ちながら、多くの議論を巻き込んで司法書士の活動をしないといけないと思っています。日本司法書士会連合会としても、貧困の問題、とりわけ子どもの抱えるさまざまな問題については、可能な支援をしっかりしていきたいと考えています。話が具体的ではありませんが、そういう総括とさせていただきます。

小野　この時間を利用して、箕面市の取組を簡単に紹介させていただきます。箕面市は生活困窮者自立支援事業をNPOが受託してやっていますが、そのNPOの呼びかけで3か月か4か月に1回ほど関係者会議を開いていま

す。ここには学校の先生、教員委員会、市役所の福祉部門やいろいろな部署の方、保健所、ハローワーク、社会福祉協議会、地域包括支援センター等々、あらゆる機関が集まって毎回50人ほどで会議をしています。そこで顔の見える関係を作って支援をしていこうとしているわけです。本日、本後さんから、窓口ができましたというお話がありました。まず、困った方は窓口に来ていただきたい。そして、その窓口の後ろにはこの50人がネットワークを作って、あなたをサポートするために待っていますよという組織を私は作りたいと思っています。その組織のなかに弁護士も入っていけるように。私はたまたま箕面市で活動させていただいておりますが、弁護士会で各自治体に広がりを作って、各自治体でそういうネットワークを作り、そこにも弁護士が入らせていただくような活動ができたらいいなと思っております。

太田　では本後さん、生活困窮者自立支援制度が昨年始まり、まだ日が浅いかもしれませんが、今後この制度に望んでおられることなどを教えていただければと思います。

本後　生活困窮の家庭にさまざまな課題がある。その課題のなかで、出てくるのは、氷山の一角です。それがいろいろなところ、いろいろな機関に出てきます。それを入り口としてキャッチして、解決につなげていく。それから、先ほどの小野さんのバックに50人の関係機関の方々がいて、ネットワークを作って生活困窮者を支えるという話は、出口としての意味合いもあります。その意味で、自立相談支援機関とさまざまな機関が、より深く、より太くつながっていくことが大切だと思っています。まさに箕面市さんのような連携が全国どこでもできるように働きかけをやっていきたいと思っています。

太田　続いて朝比奈さん。福祉の現場にずっと携わっているわけですが、今後の活動等について教えていただければと思います。

朝比奈　生活困窮者自立支援法は地域づくりも謳っていて、関係機関の連携だけでなく、先ほど太田さんが共助ということをお話しされましたが、そのあたりをどう作り出していくか、活性化させていくかもテーマになっています。私はもと社会福祉協議会の職員だったのですが、歴史的に共助は社会福祉協議会や民生委員さん、自治体等の活動に期待されるところが多くなっていました。生活困窮者の相談事業でも中核地域センターでも、そうした活動に参加できなかった人たちからのご相談がとても多いのですね。ホームレスや引きこもりなどは、地域に出ていけなかった人たちの話です。家庭内での暴力や犯罪被害、それが性暴力であったりすると身近な関係であるからこそ余計に相談できないということもあろうかと思います。地域づくりのアプローチにもっと多様性を持たせたい。それから、助け合いのなかに、ニーズを持った当事者自身がその担い手になっていくような場作りにも、取り組んでいかなければならないと思っています。

太田　阿部さん、いま各立場の方々からご発言がありましたので、それを受けてのコメントでも結構ですし、今後研究者の立場でどんな研究活動をされていくのかなどでも結構ですので、最後に一言お願いします。

阿部　今日参加させていただいたとき、最初違和感を持っていました。というのは、私は子どもの貧困についてはものすごくたくさん講演しています。どの講演でも、大体子どもの貧困対策から入るのであって、生活困窮者自立支援制度から入るわけではありません。今日皆様のお話を聞いていて、本当はこちらのアプローチのほうが正しいのではないかと思い始めました。というのは、子どもの貧困の対策のプロモーターとして名が通ってしまっているところがありますが、貧困問題を子どもの貧困からアプローチすると人々にとって受け入れやすいんですね。子どもの貧困はなんとかしなければならないと。なので、子どもの貧困からまず入っていきましょうと、私は言ってきたわけです。子どもの貧困対策といったとき、必ず出るのが、子どもには支援したいが、その親は支援したくないよということです。しかし、実践の皆様もよくご存じだと思いますが、現場では、親が借金まみれの

ところに子どもに学習支援をしても何にもならないわけです。親も一緒に支援していかなければならない。もしかしたら、借金問題を解決すれば、学習支援の無料塾にいかなくても、子どもの学習問題も解決できるかもしれないんですね。生活困窮者自立支援法の枠組みで子どもの貧困を考えることは、非常に有効な見方だと思います。ですので、子どもの貧困対策法は、これからはより川上のアプローチをやっていく必要があります、そちらをより強調していきたいと思っています。また、川下の支援では、より包括的に生活困窮者自立支援法の枠組みを使ったアプローチをこれから模索していきたいと思います。

質疑応答

太田　では残りの時間で皆様方からいただきましたご質問にパネリストの皆様からご回答いただければと思います。多数のご質問をいただいているのですが、時間の関係で、ある程度、共通しているご質問を抽出させていただきます。多くいただいている質問の一つが「奨学金制度を活用して自立できる人はどのくらいいるのですか。奨学金制度があっても、進学、就職による経済的な自立が難しくなる事情などがあれば教えてください」と。阿部さんにお願いしてもよろしいでしょうか。

阿部　どのくらいいるかという数値を私は見たことがありませんが、奨学金という制度自体が悪いわけではないと思っています。たとえば、奨学金を何百万円も借りて医学部に入って、お医者さんになって、お給料で返せば、それ自体は何ら問題はなく、それは投資だと思います。問題は、今、奨学金を借りてまでして大学や専門学校などに入っても、その奨学金を返せるだけの賃金が得られないという低賃金のほうが問題だと思います。低賃金、非正規労働、若者の失業の問題で、22 ～ 24歳の貧困率が一番高くなってしまうような労働市場の問題であると思います。同時に、それだけのスキルを身につけさせてあげていない大学教育の問題でもあります。また、最初の入り口にさえ入れないようなお子さんに、貸し付けの奨学金ばかりで、いわゆる給付型の奨学金が他の国に比べて圧倒的に少ないという問題もあると思います。奨学金制度そのものを敵対視するのではなく、その後に何があるか。これはあらゆる就労支援でも同じだと思います。就労を支援して、職業訓練をしたあと、どのような職業につくことができるのかということは、本当に川上問題ですが、まだまったく手が着かず、どんどん悪化している状況かと思います。

太田　続いて、「子どもや親の心を傷つけずに支援するための心構えで大切なものはありますか。子どもの心を支援する制度などはないのでしょうか」と。朝比奈さん、現場でどのようなことを大切にされているのでしょうか。

朝比奈 ミカ 氏

朝比奈　すごく難しいテーマだと思います。基本的には、一人の人間として尊重することに他ならないと思います。それから、むやみに子ども扱いをしないことです。また、ボランティアという立場も含めて関わる場面で、そのお子さんや親御さんの個別の事情を、どれだけ知ることになるかどうかは微妙だと思います。知ることが良いかどうかということもあります。彼らが望んでいるのは、ただそばにいてくれることです。向き合うというより、隣に座るくらいの感じです。一緒に食事をしたり、一緒に何かをすることのほうが、とても力になると思います。心にアプローチするのは、おそらく治療的な枠組みで、その後の長いケアのほうがよほど大事です。健康な大人の背中を見せていただきたいのです。背中でいいんです。言葉はいりません。いろいろなモデルがあるんだよという。そのなかで子どもは自然に決めていくと思います。

太田　「税金や保険料、公営住宅の滞納などが見つかった時点で福祉的介入をする仕組みはないのでしょうか」というご質問が寄せられていますが、本後さん、そのあたりはいかがでしょうか。

本後　生活の困窮を見たとき、税や保険料、家賃の滞納は重要なサインの一つだと思います。税金や国民保険の窓口は、「払ってください」というのですが払ってくれない状態があります。そこには、払ってもらえないなりの理由があります。これまで税の窓口にしても、「払ってもらえない、困った。どうしよう。何か抱えているんだけど」といってつなぐ先がなかったわけです。そこに生活困窮者の自立支援の窓口ができたので、税の窓口が、

「こういう方がおられるのですが相談に行っていいでしょうか」といって自立支援の窓口に一緒に来てもらうことはできます。実際にそのようなことをいくつかの自治体はやり始めています。税の窓口などで、「自立相談の窓口があるよ」と、すべての関係機関の窓口に知ってもらう。これは、まさに役所のなかでの連携ですので、絶対にやらなければいけないと思っています。お互い入り口のところで関係ができると、いろいろなところから、困っているSOSが出せない方の支援につなげていくことができると思っています。この連携の働きかけはしっかりやっていきたいと思います。

太田　時間の関係で、次が最後の質問になります。「支援を必要としている子どもや親を見つけるためには、どうしたらよいでしょうか」。非常に難しい質問かもしれませんが、阿部さん、いかがでしょうか。

阿部　私は実践者ではないので聞いた話しか知りませんが、聞いてさすがだなと思った例を紹介します。最近テレビ等にもよく出ていらっしゃいますが、山梨のフードバンクさんです。フードバンクはあちこちに結構できていますが、食料は集まるのですが、どこに送ったら良いか分からないという悩みを抱えているところがかなりあります。山梨のフードバンクは、行政と掛け合ったそうです。生活保護の申請にいっても申請が下りるまで時間がかかります。でも、今日食べるものがない方々もおられるわけです。そこで、すぐに食料支援を始めます。その日の夕方でも、申請者にお届けする仕組みが始まっています。福祉事務所からそのような情報を流してもらうという、連携の一つです。そういった開拓をしていくマインドも必要だと思います。学校、保育所など子どもが集まる場所はたくさんありますので。

もう1点、あなたは貧困のご家庭だから支援するんですということは、出さないほうがよいと思います。そういった支援の場所には、あまり寄りつかないことが多いと思います。それより、誰でも来られるという方が良い。もしかしたら最初は、本当にターゲットとしている人だけではないかもしれませんが、誰でも来ていいんだよというような活動を始められたほうが、いろいろな立場の方々が来やすいと思います。

太田　ありがとうございました。他にも多数ご質問をいただいていますが、時間になってしまいましたので、これでパネルディスカッションを終了させていただきます。長い時間に渡りまして、皆様どうもありがとうございました。

Profile

本後 健 氏（厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長）

平成 9　年　厚生省入省
平成16　年～老健局計画課
平成19　年～静岡県厚生部障害者支援局
平成22　年～障害保健福祉部精神・障害保健課 老健局、医政局、大臣官房を経て、
平成27　年　10月より現職

小野 順子 氏（弁護士）

平成 元　年 4月　大阪府箕面市役所に奉職（平成11年7月退職）
平成16　年10月　弁護士登録（大阪弁護士会）
平成20　年10月　大阪府箕面市にてメイプル法律事務所開設
日本弁護士連合会貧困問題対策本部　委員
箕面市生活困窮者自立支援事業　専門家サポーター

稲本 信広 氏（司法書士）

平成12年司法書士登録。平成20年全国青年司法書士協議会会長を務める。
熊本県司法書士会理事を経て、現在、日本司法書士会連合会理事。日本司法書士会連合会では、日司連市民の権利擁護推進室　経済的困窮者の権利擁護部会の担当理事を務めている。

太田 晃弘（法テラス東京法律事務所 常勤弁護士）

平成16年弁護士登録。平成18年法テラスの常勤弁護士となり、岐阜県（可児市）に赴任。司法過疎地での弁護士業務に取り組みつつ、現場において、司法ソーシャルワーク活動の必要性・重要性を認識するに至る。平成22年から東京において司法アクセスが困難な高齢者・障がい者の方々の案件に対して、福祉関係者らと協働しながら取り組む。平成24年より現職。社会福祉士・精神保健福祉士。

閉会挨拶

日本司法支援センター理事　**坂本 かよみ**

皆様、本日は悪天候のなかにもかかわらず、シンポジウムにご参加いただきまして誠にありがとうございました。たくさんのご質問をいただき、熱心に議論にご参加いただきましたことを心より感謝申し上げます。お答えできなかったご質問につきましては、これからのつながりのなかで、しっかりと答えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ご登壇いただきました先生方には、素晴らしいお話とこれから進むべき道をご指南いただきました。改めて御礼申し上げます。

さて、もう言うまでもないことですが、子どもの貧困から見えるさまざまな格差の問題は深刻な社会問題となっており、今、待ったなしの重要な課題になっております。

今日のシンポジウムでは、貧困で苦しんでいる方々が、そこから脱却するためには「公的な援助」とともに社会の構成員である私たち一人一人が手を携えて、「ともに助け合っていく」環境を作っていくことが重要だということを改めて理解いたしました。

市民の皆様の助け合いの力と、福祉の関係者、NPO、学校や行政、民生委員さん、弁護士や司法書士など、みんなの力でネットワークを作って取り組んでいけば、セーフティーネットの力はとても大きなものになると信じております。

私ども法テラスも、そのなかの一つとして、皆様方と連携をしっかりとって、問題を抱えている方々の法的支援を全力で取り組んでまいります。

今日の熱意を明日につなげていって、みんなで連携の輪を作り、それを育てていき、貧困の問題を総合的に取り組める社会ができていくことを願っております。皆様、何卒よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、これで閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

平成27年度　法テラスシンポジウム

支え合う社会へ

子どもの貧困から考える生活困窮者の自立支援と司法

報 告 書

平成28年3月発行

編集・発行：日本司法支援センター（法テラス）